

令和7年度版
八尾市

介護保険と 高齢者福祉利用の 手引き



介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

介護保険は、高齢者や障がい者など、日常生活の自立が難しい人々のために提供される保険制度のことです。日本を中心に多くの国で導入されています。

介護保険は、被保険者が介護が必要な状態になった場合に、介護サービスや施設の利用費用を一部負担することで、その負担を軽減する目的で設けられています。

介護保険の保険証を大切に保管しましょう

介護保険の被保険者が利用するための証明書が「介護保険証」です。介護保険証は、介護サービスや施設を利用する際に提示することで、適切なサービスを受けるための証拠となります。

この証は、被保険者の基本情報や要介護度などが記載されており、その情報に基づいて介護サービスの提供や給付が行われます。介護保険証を持っていることで、必要なサービスを受ける際にスムーズに手続きが行えるようになります。

大切に保管しましょう。

● 65歳以上の方は

65歳以上の方の場合は、特別な手続きを行わなくても誕生日を迎える月に市町村から自動的に交付されます。

● 40～64歳の方は

要介護・要支援認定を受けた方に交付されます。

● 保険証が必要なとき

- ・要介護・要支援認定を申請するとき
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護給付費の支給申請をするとき など

● 保険証の有効期限は？

有効期限はありません。介護（予防）サービスを利用するまで大切に保管してください。

介護保険被保険者証	
番号	
住所	見本
フリガナ	
氏名	見本
生年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	272120 八尾市 見本

もくじ

1	介護保険制度のしくみ	4
2	介護保険料について	6
3	サービスを利用するには	
	介護(予防)サービスを利用するための手順	10
	要介護・要支援認定の申請から認定まで	12
	ケアプラン作成からサービス利用まで	16
4	介護保険で利用できるサービス	
	居宅サービス	18
	地域密着型サービス	23
	施設サービス	28
	福祉用具貸与・購入、住宅改修	32
5	利用者負担について	
	費用の支払い	34
	利用者負担額を軽減するために	35
6	介護予防・日常生活支援総合事業	38
7	高齢者あんしんセンターについて(八尾市地域包括支援センター)	46



1 介護保険制度のしくみ

介護保険に加入する人(被保険者) 年齢で2つの被保険者に分かります。

- 保険料を納める
- 要介護・要支援認定の申請
- サービスを利用し、費用(利用者負担割合分)を支払う

65歳以上(第1号被保険者)の方

介護が必要であると「要介護・要支援認定」を受けた場合にサービスが利用できます。介護が必要となった原因は問われません。



(要介護・要支援認定の詳細▶第3章)

医療保険に加入している 40~64歳(第2号被保険者)の方



介護保険で対象となる病気(特定疾病※1)が原因で「要介護・要支援認定」を受けた場合に、サービスが利用できます。

● 保険証・負担割合証の交付 ● 認定や結果通知

● 介護保険料を納める ● 要介護・要支援認定の

高齢者あんしんセンター (八尾市地域包括支援センター)

高齢者が地域で生活できるよう支援する拠点

- 加入者から相談を受け、内容に応じて支援

相談

支援

ケアマネジャー

介護サービスの相談窓口となる介護の専門家

- 依頼を受けてケアプランを作成
- サービスに関する相談を受け支援

● サービスの提供 ● 費用の1~3割を請求

● サービスを利用 ● 費用の1~3割を支払う

CHECK

65歳以上(第1号被保険者)で一定所得以上の方は介護(予防)サービス等を利用するときの自己負担が2割または3割になります。 詳細▶▶第5章

3割負担となる方

本人の合計所得金額が220万円以上で同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯では463万円以上の人は負担割合が3割となります。

介護保険負担割合証

要介護・要支援認定等を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。保険証とともに介護(予防)サービス等を利用するときに必要になります。

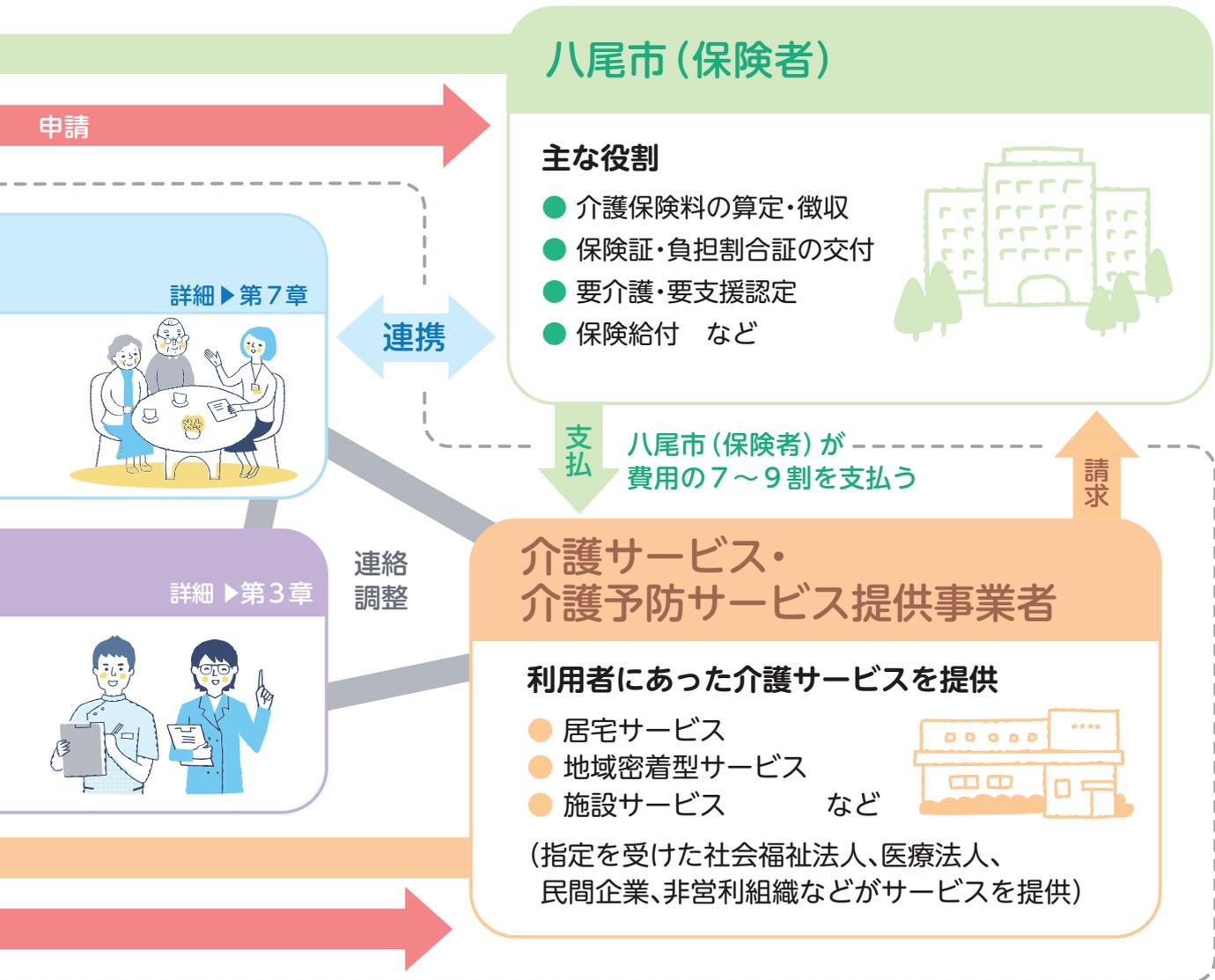
有効期限: 1年間
(8月1日~翌年7月31日)



負担割合(1~3割)が記載されます。

※市区町村によって様式が異なる場合があります。

介護保険は、40歳以上のみなさまが加入者(被保険者)となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護(予防)サービスを利用できる制度です。



介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター 担当地域のご案内

高齢者福祉サービス

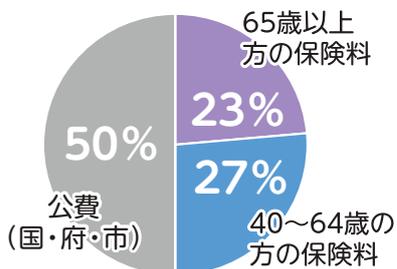
特定疾病とは ※1

介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、加齢による心身の変化に起因すると考えられる下記の16種類が指定されています。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)

2 介護保険料について

介護保険制度は社会全体で介護を支えることを目的に創設された公的保険制度です。介護保険が健全に運営できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。



● 介護保険の財源

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源で、40歳以上の方が納めます。保険料が介護保険財源に占める割合は以下の通りです。

65歳以上(第1号被保険者)の方の保険料

八尾市の保険料基準額
(月額) **7,089円**

決め方 基準額をもとに、所得等に応じて決まります。

課税 非課税		合計所得金額等	保険料率	保険料 (年額)	所得段階
		老齢福祉年金受給者(※1)または生活保護を受給している方	0.285	24,250円	第1段階
本人が非課税	非課税世帯	80.9万円以下の方	0.285	24,250円	
	課税世帯	本人の合計所得金額(※2)と課税年金収入額の合計	80.9万円を超え120万円以下の方	0.485	41,270円
		120万円を超える方	0.685	58,280円	第3段階
		80.9万円以下の方	0.9	76,570円	第4段階
本人が課税	本人の合計所得金額	80.9万円を超える方	1	85,070円	第5段階(基準段階)
		100万円未満の方	1.2	102,090円	第6段階
		100万円以上120万円未満の方	1.3	110,600円	第7段階
		120万円以上170万円未満の方	1.4	119,100円	第8段階
		170万円以上210万円未満の方	1.5	127,610円	第9段階
		210万円以上320万円未満の方	1.75	148,880円	第10段階
		320万円以上420万円未満の方	1.9	161,640円	第11段階
		420万円以上520万円未満の方	2	170,140円	第12段階
		520万円以上620万円未満の方	2.2	187,160円	第13段階
		620万円以上720万円未満の方	2.3	195,670円	第14段階
		720万円以上820万円未満の方	2.4	204,170円	第15段階
820万円以上1000万円未満の方	2.5	212,680円	第16段階		
1000万円以上の方	2.6	221,190円	第17段階		

※1 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 年金・給与・事業などの所得(収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いたもの)をすべて合算したもので、基礎控除や扶養控除などの所得控除をする前の金額です。土地を譲渡した場合に生じる売却収入等がある場合は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額になります。収入が公的年金収入のみの場合、公的年金収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが合計所得金額となりますが、第1段階から第5段階における合計所得金額は、公的年金等に係る雑所得を控除した後の金額(給与所得が含まれている場合は、所得金額調整控除前の金額から10万円を控除した後の金額で、マイナスの場合は0円)になります。

納め方 ▶ 年金の受給額で異なります。

年金の受給が年額18万円以上

年金から天引き（特別徴収）

仮徴収期間



仮徴収

当年度の介護保険料が確定するまでの間（4月・6月・8月）、仮の保険料額を年金から差し引かせていただきます。すでに年金から差し引かれている方は、前年度の2月と同額をそれぞれ納めていただきます。

本徴収期間



本徴収

保険料が確定しましたら、仮徴収額を差し引いた残りの額を期割（10月・12月・2月）で年金から差し引かせていただきます。

※仮徴収額と本徴収額に大きく差が生じると思われる方に対しては、6月・8月の徴収額を変更（平準化）する場合があります。

年金天引きとは、年金支払月（偶数月）に受給の年金からあらかじめ保険料を差し引くことです。ご自身で納める必要はありません。

（注）個人年金は対象となりません。

年金の受給が年額18万円未満

納付書払か口座振替（普通徴収）

暫定賦課



暫定賦課

4月から6月までの3期分の納付書を4月中旬にお送りいたします。納付書に記載の金融機関・市役所の窓口で期限内に納めていただくか、お申込の金融機関の口座から口座振替により納めていただきます。

※前年の所得が確定するまでは、前々年の所得に基づき仮に計算された暫定賦課保険料を納めていただきます。

本算定賦課



本算定賦課

7月から翌年の3月までの9期分の納付書を6月末頃にお送りいたします。納付書に記載の金融機関・市役所の窓口で期限内に納めていただくか、お申込の金融機関の口座から口座振替により納めていただきます。

※前年所得が確定後に計算されたその年度の年間保険料額（本算定賦課）から暫定賦課徴収分を差し引いた金額を残りの9期に分けて納めていただきます。

市町村からお送りする納付書で、毎月、指定の金融機関等で納めます。口座振替で納めることもできます。口座振替は郵送でのお申し込みも可能です。

介護保険制度のしくみ

介護保険料に ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担に ついて

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター 担当地域のご案内

高齢者福祉 サービス

40歳から64歳(第2号被保険者)の方の保険料

国民健康保険に加入している方

決め方▶ 世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などに応じて世帯ごとに決まります。

納め方▶ 医療分・後期高齢者支援金分と合わせて世帯主が納付します。

職場の健康保険に加入している方

決め方▶ 加入している健康保険ごとの算定方法で決まります。

納め方▶ 健康保険料と介護保険料を合わせて納めます。
※原則として事業主が半分納めます。



介護保険料を滞納した場合は？

災害など特別な事情もなく介護保険料を滞納した場合、滞納した期間に応じて次の措置が取られることがあります。

納期限をすぎると… 督促が行われ、督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。

1年以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとから保険給付(費用の7～9割)を受けます。

1年6か月以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、給付が一時差し止められます。滞納していた保険料に充当する場合があります。

2年以上滞納

利用者負担が1割～3割負担から、3割～4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

3 サービスを利用するには

介護(予防)サービスを利用するための手順

相談する

心身の状態を調査

65歳以上の方

高齢者あんしんセンター・
高齢介護課で
相談する



例えば…

- ・介護(予防)サービスが必要
- ・どんなサービスを利用したらよいかわからない
- ・介護の予防をしたい など

40~64歳以下の方

※要介護・要支援認定の
申請が必要です。

**要介護・要支援認定
の申請**



申請の窓口は市役所の高齢
介護課です。申請は本人また
は家族でもできます。

**基本チェックリスト
による判定**



25の質問項目で日常生活
に必要な機能が低下してい
ないかを確認します。

要介護・要支援認定

非該当

MEMO

まずは、八尾市の高齢介護課や
高齢者あんしんセンターに相談しましょう。

結果を知る

利用できるサービス

要介護 1～5

介護サービス

詳しくは、第4章



要支援 1・2

介護予防サービス

詳しくは、第4章



サービス事業
対象者

- 生活機能の低下がみられた方

介護予防・生活支援サービス事業



非該当

- 生活機能の低下がみられない方
- 介護予防したい方

一般介護予防事業



コラム

ケアマネジャー(介護支援専門員)ってどんな人？

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護(予防)サービスの利用にあたって、右記のような重要な役割を担っています。資格は5年ごとに更新されます。

- 本人に適したケアプランの作成
- サービス事業所への連絡・手配
- 施設選びの相談・アドバイス
- 介護に関する家族の相談・アドバイス

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

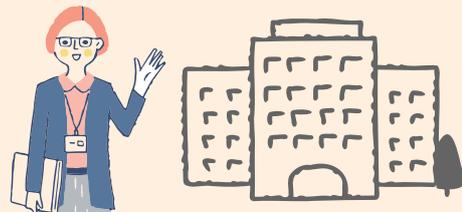
高齢者福祉サービス

要介護・要支援認定の申請から認定まで

介護(予防)サービスを利用するには要介護・要支援認定を受け、「介護(予防)が必要」と認定されることが必要です。

1 申請 介護(予防)サービスが必要になったら市役所の高齢介護課の窓口で申請をします。

- ・介護(予防)サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受けることが必要です。
- ・申請には介護保険被保険者証(2ページ参照)が必要です。



Q 申請は誰でもできますか？

A 申請は、利用者本人または家族、パートナー、成年後見人、高齢者あんしんセンター、省令で定められた居宅介護支援事業所や介護保険施設等に代行してもらうこともできます。

Q 申請の費用は？

A 無料です。要介護・要支援認定に必要な費用は全額保険で負担します。

Q 現在、入院中でも申請できますか？

A 退院後に在宅で介護(予防)サービスを利用する場合や、介護保険施設等への入所を希望する場合に申請できます。なお、要介護・要支援認定は、病状が安定していることが前提となりますので、病院の主治医や看護師、相談員等にご相談ください。

2-1 訪問調査

調査員が自宅等を訪問して、本人と家族から心身の状態や日頃の生活、居住環境等について聞き取り調査等を行います。

2-2 主治医意見書

市から本人の主治医に依頼し、心身の状態についての意見書を作成してもらいます。意見書では、本人の生活機能を評価します。

Q 主治医とは

A かかりつけの医師や、介護が必要になった直接の原因である病気を治療している医師等、本人の心身の状態をより把握している医師のことです。

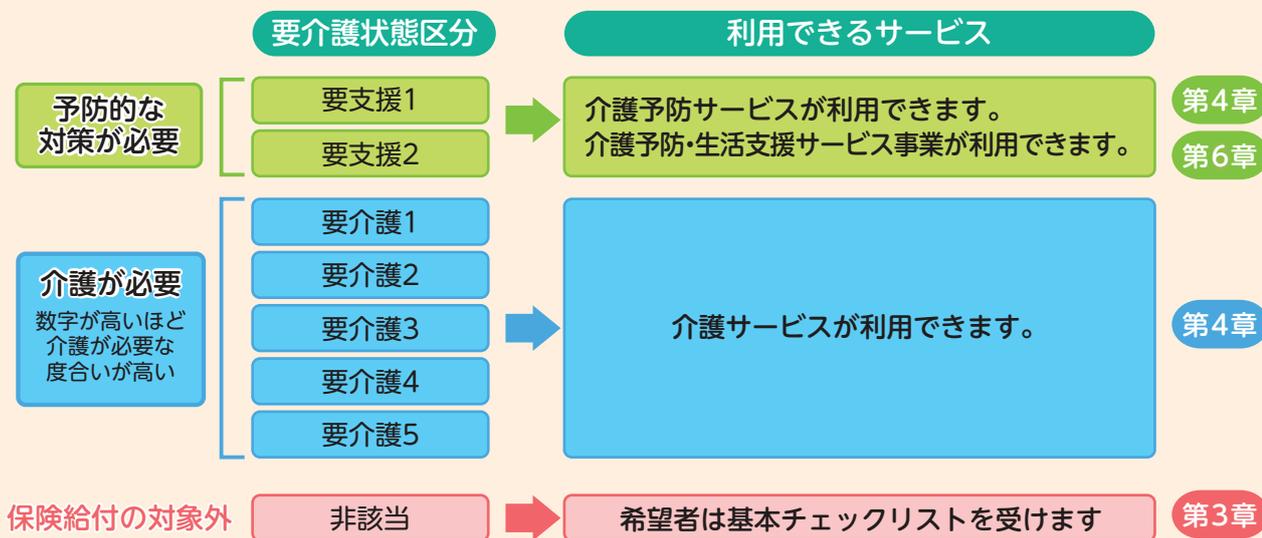
3 審査・判定 介護認定審査会が、必要な介護の度合いを総合的に判断します。

- ②-1 訪問調査の結果等からコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その結果と特記事項、②-2 主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定(二次判定)されます。



4 認定 必要な介護の度合いが認定され、その結果が記載された結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

- 介護認定審査会の判定に基づき、市町村が要介護状態区分を認定します。(原則として申請から30日以内。)



Q 認定結果が出るまで、介護(予防)サービスの利用はできないの？

- A** 介護(予防)サービスは申請した日から利用できます。申請後、認定結果が通知されるまでの間でもサービス利用はできますが、認定結果によって利用できるサービスの種類や量が異なるので、サービス利用の際にはケアマネジャー等にご相談ください。

あなたの健康状態を知るために 健康チェックリストを活用しましょう！

日頃の生活や心身の状態を確認するため、25項目の質問に「はい」か「いいえ」で答えます。このチェックリストから、運動機能や口腔機能などといった日常生活に必要な機能が低下していないか確認し、どのような介護予防に取り組みれば良いかがわかります。

基本チェックリスト実施の結果、生活機能の低下が見られた人は、「サービス事業対象者」として介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。(基本チェックリストは、お住まいの地域を担当する高齢者あんしんセンターで受けることができます。)

1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	いいえ		10項目以上に該当
2	日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ	運動 3項目以上 に該当	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ		
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ	栄養 2項目以上 に該当	
12	身長 cm 体重 kg (注) BMIは18.5以上ですか	はい	いいえ		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ	口腔 2項目以上 に該当	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ		
15	口の渴きが気になりますか	はい	いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ	閉じこ もり	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ		
18	周りの方から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい	いいえ	認知 機能	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい	いいえ		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ	うつ 2項目以上 に該当	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ		

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

※オレンジの色の回答にチェックが入った場合は、なんらかの生活機能の低下(運動器の機能低下、低栄養状態、口腔機能の低下、閉じこもり、認知機能の低下、うつなど)が考えられます。日頃から健康的な生活習慣を心がけるとともに、心配なことがあれば八尾市高齢介護課またはお近くの高齢者あんしんセンターへご相談ください。

成人健(検)診

対象者	受診 間隔	内容	費用	実施場所	
				保健センター等	委託医療機関
胃がん検診					
満 35 歳以上	1年に1回	胃部X線検査(バリウム)	無料	○	○
満 50 歳以上	2年に1回	胃内視鏡検査 ※ 1			○
肺がん検診					
満 40 歳以上	1年に1回	胸部X線検査(必要な方には痰の検査) ※ 2	無料	○	○
大腸がん検診					
満 40 歳以上	1年に1回	便潜血検査(2日法)	無料	○	○
乳がん検診					
満 40 歳以上の女性	2年に1回	マンモグラフィ	無料	○	○
子宮がん検診					
満 20 歳以上の女性	2年に1回	子宮頸部のみ又は子宮頸部・体部の検査	無料	○	○
特定健診等					
八尾市または加入の医療保険者より発行された受診券をお持ちの方 ※ 3 ※受診時に受診券が必要です。	1年に1回	基本的な健診項目 (問診・身体計測・尿検査・血圧測定・診察・血液検査) 追加項目 血液検査(血清尿酸・血清アルブミン・血清クレアチニン・貧血検査)・心電図検査	受診券に記載されている金額 ※受診券についてはご加入の医療保険者にご確認ください。 ※八尾市国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者、生活保護受給者等健康保険適用除外者は無料です。	○	○
肝炎ウイルス検診					
満 20 ~ 39 歳の過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない市民		血液検査	無料		○ 大阪府内の委託医療機関
満 40 歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない市民				○ 特定健診等と同時実施	○
歯科健康診査					
満 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳の市民	対象年齢時に1回	歯と歯ぐきの状態 歯の汚れ等の健診	無料		○
75 歳以上の大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者以外の市民(生活保護受給者の方など) ※ 4	1年に1回				
骨密度検査					
満 40 歳以上の女性	1年に1回	超音波による骨密度測定	無料	○	

※1:局所麻酔のみ。経口・経鼻は医療機関によって異なります。※2:65歳以上の方には結核健診も実施 ※3:八尾市国保加入の30代は保健センター等で行う健診のみ受診可。※4:大阪府後期高齢者医療広域連合被保険者の方につきましては、詳しくは大阪府後期高齢者医療広域連合(電話:06-4790-2031)までお問い合わせください。※委託医療機関についてはホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。※外国語対応が必要な方は、八尾市外国語相談窓口へご相談ください。(八尾市外国語相談窓口 電話:072-924-3337)

お問い合わせ先

八尾市健康推進課(保健センター) TEL:072-993-8600 FAX:072-996-1598

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス

ケアプラン作成からサービス利用まで

要介護 1～5
と認定された方

在宅で
サービスを利用したい



居宅介護支援事業所に
ケアプランの作成を依頼

- 居宅介護支援事業所を選び、連絡します。
- 担当のケアマネジャーが決まります。



施設に
入所して
サービスを利用したい

介護保険施設と契約

入所を希望する施設へ
直接申し込みます。



要支援 1・2
と認定された方

介護予防・生活支援
サービス事業対象
となった方

高齢者あんしんセンターに
ケアプランの作成を
依頼

- 心身の状態や環境、生活歴などから、課題を分析します。
- お住まいの地域によって担当のセンターが決まっています。(第7章参照)

ケアプランの作成

本人や家族とサービス担当者を含めて目標を達成するための具体策、利用サービスなどの支援メニューを決定します。



要介護・要支援認定は期間ごとに更新が必要です



要介護・要支援の認定には有効期間があります。

引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間が終了する前に更新認定の申請をする必要があります。更新認定の申請は、有効期間終了日の60日前から受付します。

介護サービス・介護予防サービス提供事業者や介護保険施設と契約したり、居宅介護支援事業所や高齢者あんしんセンターに依頼し、介護(予防)サービス計画(ケアプラン)に基づいてサービスを利用します。

ケアプランの作成

- 計画の原案の作成
- サービスの担当者との話し合い
- ケアプランを作成

ケアマネジャーと面接して生活上の課題等を把握し、サービス利用の原案を作ったあと、家族やサービス事業所と、原案について検討します。サービスの種類、利用回数などを盛り込んだケアプランが作成され、同意により完成します。

サービス事業所と契約

在宅サービスの利用開始

ケアプランに基づいて居宅サービスを利用します。



第4章

ケアプランの作成



施設のケアマネジャーが本人にあったケアプランを作成します。

施設サービスの利用開始

ケアプランに基づいて施設サービスを利用します。

第4章



サービス事業所と契約 ※1

介護予防サービスの利用開始

ケアプランにそって介護予防サービス 第4章 および 介護予防・生活支援サービス事業 第6章 を利用します。

介護予防・生活支援サービス事業の利用開始

ケアプランにそって 介護予防・生活支援サービス事業 第6章 を利用します。

※1 介護予防・生活支援サービス事業所との契約は一部サービスを除きます。

MEMO

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター 担当地域のご案内

高齢者福祉 サービス

4 介護保険で利用できるサービス

「在宅で」「通いで」「施設で」利用できるさまざまな介護サービスは、1割～3割の自己負担で利用できます。このほかに、居住費、食費、日常生活費がかかる場合があります。費用はサービスを提供する事業所などの体制などによって異なります。

第4章で
使用している
マークの意味

要介護 要介護 1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援 1・2の方が利用できるサービス

※掲載している施設・事業所一覧は令和6年4月1日時点の情報です。

居宅サービス＜在宅でサービス利用＞

※(カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。 令和6年6月1日現在の費用額のめやす

自宅での日常生活をサポートしてもらう

要介護 訪問介護(ホームヘルプ)

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーによる本人への身体介護や生活援助が受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

▼サービス費用のめやす

身体介護(30分以上1時間未満)(1回) 例) 食事・排せつ・入浴の介助 など	4,140円(414円)
生活援助(20分以上45分未満)(1回) 例) 掃除・洗濯・買い物・調理の支援 など	1,915円(192円)

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問などは加算あり

通院などのための乗車・降車の介助(1回)	1,037円(104円)
----------------------	--------------

! サービスの対象外です

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 草むしり・花の手入れ
- 大掃除や屋根の修理などの日常的な家事の範囲を超えるもの 等
- 来客の対応
- 洗車

共生型サービスとは？

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉サービスを一体的に提供する取り組みです。障がいのある方が65歳以上になっても、なじみの事業所でサービスを受けることができます。

※ 対象サービス……「訪問介護」「(地域密着型)通所介護」「(予防)短期入所生活介護」「(予防)小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」

自宅で入浴の介助をしてもらう

要介護 訪問入浴介護

訪問入浴車などで訪問し、入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用のめやす



全身入浴(1回)

13,546円(1,355円)

要支援 介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合に限定して、訪問による入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用のめやす

全身入浴(1回)

9,159円(916円)

自宅で看護を受ける

要介護 訪問看護

看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用のめやす

訪問看護ステーションの場合
(30分以上1時間未満)(1回) 8,806円
(881円)

病院または診療所の場合
(30分以上1時間未満)(1回) 6,141円
(615円)

定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と
連携する場合(1ヶ月あたり)

31,682円(3,169円)

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問などは加算あり

要支援 介護予防訪問看護

疾患などを抱えて外出が困難な場合に、看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用のめやす

訪問看護ステーションの場合
(30分以上1時間未満)(1回) 8,495円
(850円)

病院または診療所の場合
(30分以上1時間未満)(1回) 5,917円
(592円)

自宅でリハビリをする

要介護 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

要支援 介護予防訪問リハビリテーション

在宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

1回につき	要介護	3,249円(325円)
	要支援	3,143円(315円)



自宅で医師などから指導・管理を受ける

要介護 居宅療養管理指導

要支援 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、医学的な管理や指導が受けられます。

▼サービス費用のめやす

医師による指導(1か月に2回まで)	5,150円(515円)
薬剤師が行う場合	5,660円(566円)
歯科医師が行う場合	5,170円(517円)
管理栄養士が行う場合	5,450円(545円)

日帰りで施設に通って入浴や食事などのサービスを受ける

要介護 通所介護(デイサービス)

通所介護事業所に通って入浴や食事の介助、機能訓練などが受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

▼サービス費用のめやす

通常規模事業所利用の場合 (7時間以上8時間未満)	要介護1	6,876円(688円)
	要介護5	11,996円(1,200円)

※食事、日常生活費は別途かかります。

※費用は事業所の種類・サービスによって異なります。



日帰りで施設に通ってリハビリをする

要介護 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

通常規模事業所 利用の場合 (7時間以上8時間未満)	要介護1	8,039円(804円)
	要介護5	14,548円(1,455円)

※個別のリハビリを行った場合は加算あり
※食事、日常生活費は別途かかります。

要支援 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられるほか、その人の目標に合わせたサービスを提供します。

▼サービス費用のめやす

1か月あたり	要支援1	23,927円(2,393円)
	要支援2	44,605円(4,461円)

※食事、日常生活費は別途かかります。

特定の施設に入居している方が利用するサービス

要介護 特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

1日あたり	要介護1~要介護5	5,663円(567円)~8,495円(850円)
-------	-----------	---------------------------

特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 事業所名	所在地	電話番号/FAX番号
ソルケア八尾中田	中田 2-43-2	072-990-1151/072-929-4554
サラサ八尾	上之島町南 4-41-2	072-925-2121/072-925-1333
介護付有料老人ホームエナジー青山	青山町 3-1-12	072-991-8178/072-991-8115
介護付有料老人ホーム花咲	北本町 2-10-50	072-925-7107/072-925-7108
ビハーラ・ワタナベ	大字大窪 1132-2	072-943-7611/072-943-7613
有料老人ホームさとやま	安中町 9-1-12	072-990-3108/072-951-1234
サービス付き高齢者向け住宅あぶり志紀	志紀町南 3-176-1	072-949-0088/072-949-0098
特定施設入居者生活介護八尾の杜	久宝寺 3-15-39	072-968-8175/072-968-8176
ジ・アール(慈亜留)北木の本	北木の本 5-114	072-993-1331/072-993-1332
寿樹苑	曙川東 8-120-1	072-990-3333/072-990-4333
八尾みとうの里	田井中 1-233-2	072-948-1400/072-948-1414
ジ・アール(慈亜留)旭ヶ丘	旭ヶ丘 3-7-5	072-992-0515/072-992-5151
スーパー・コート八尾	北亀井町 3-2-31	072-929-4850/072-929-4853
サービス付き高齢者向け住宅 あぶり八尾都塚	都塚南 1-14	072-995-6511/072-995-6541
ナーシングホーム クランコート 八尾式番館	沼 1-114	072-970-6580/072-970-6581

要支援 介護予防特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

1日あたり	要支援1	1,912円(192円)
	要支援2	3,270円(328円)

※食費、居住費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

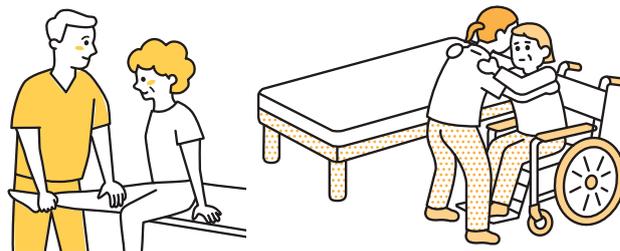
地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス

一時的に介護ができないとき

要介護 短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。



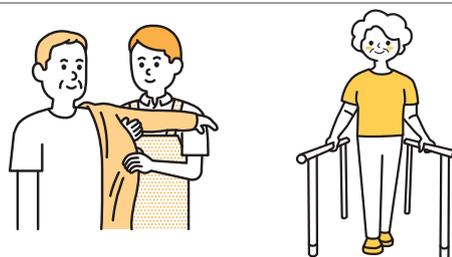
▼サービス費用のめやす

介護老人福祉施設 (併設型・多床室)生活介護 (1日あたり)	要介護1	6,361円(637円)
	要介護5	9,326円(933円)
介護老人保健施設 (基本型・多床室)療養介護 (1日あたり)	要介護1	8,673円(868円)
	要介護5	10,993円(1,100円)

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

要支援 介護予防短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。



▼サービス費用のめやす

介護老人福祉施設 (併設型・多床室)生活介護 (1日あたり)	要支援1	4,758円(476円)
	要支援2	5,918円(592円)
介護老人保健施設 (基本型・多床室)療養介護 (1日あたり)	要支援1	6,405円(641円)
	要支援2	8,088円(809円)

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護 1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援 1・2の方が利用できるサービス

地域密着型サービス

要介護度が比較的高い状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活し続けることができるようにするためのサービスです。

原則として、市区町村内に所在する事業所から八尾市民の方だけがサービスを利用できます。費用は施設などの体制などによって異なります。

※(カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。 令和6年4月1日現在の費用額のためやす

要介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が綿密に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスが受けられます。

▼サービス費用のめやす

訪問看護事業所との連携型 (1か月あたり)	要介護1 ┆ 要介護5	58,272円(5,828円) ┆ 264,204円(26,421円)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所名	所在地	電話番号/FAX番号
在宅サポートセンター中谷	八尾木北 3-123	072-993-8080/072-925-8444
エブリーケアサービス	本町 2-9-19 ココビルディング 2 階	072-994-9043/072-998-2139
地域ケアステーションもみじ	恩智中町 2-213	06-6727-4588/06-6727-4589
医療法人徳洲会ラフイーネ介護センター	荘内町 1-2-35	072-947-0880/072-923-8700
定期巡回サービス ステラ	太田新町 8-181	072-968-8164/072-968-8194

要介護 地域密着型通所介護(デイサービス)

小規模なデイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などが受けられます。

▼サービス費用のめやす

小規模な通所介護(1回) (7時間以上8時間未満の場合)	要介護1 ┆ 要介護5	7,868円(787円) ┆ 13,710円(1,371円)
---------------------------------	-------------------	--------------------------------------

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。
※食費などは別途かかります。

難病やがん末期の方などが、常時看護師による観察がある環境で、入浴・排せつ・食事の介助や日常生活上の支援などを受けられます。

▼サービス費用のめやす

療養通所介護 (1か月あたり)	要介護1~5	133,603円(13,361円)
--------------------	--------	-------------------

※食費などは別途かかります。



介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス

要介護

認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

要支援

介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が、デイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などを受けられます。

▼サービス費用のめやす

1回あたり (7時間以上8時間未満の場合)	要支援1~要介護5	8,155円(816円)~13,482円(1,349円)
--------------------------	-----------	------------------------------

※食費などは別途かかります。

認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 事業所名	所在地	電話番号/FAX番号
通所介護事業デイサービスセンター 吉兆苑	幸町 6-33-2	072-999-1500/072-999-7770
デイサービスセンターサポートやお	青山町 4-4-18	072-925-1176/072-925-1223
デイサービス悠久	大字山畑 1	072-943-5820/072-941-5130
デイサービス愛生(しおんじ)	大竹 6-169	072-941-2899/072-941-2899
デイサービス愛生(たかやす)	山本高安町 2-3-8	072-998-2874/072-998-2874
ニチケアセンター八尾萱振 認知症対応型通所介護 (要支援1・2の方は利用できません)	萱振町 7-71-2	072-995-6111/072-995-6112
認知症対応型デイサービスセンター 高安の郷(山畑)	大字山畑 100-2	072-975-5301/072-975-5302
デイサービスセンターつむぎ	南本町 3-5-37	072-922-3004/072-922-3399

要介護

小規模多機能型居宅介護

要支援

介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心としながら、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事の介助、調理・洗濯・掃除などの家事、健康状態の確認や機能訓練など多機能なサービスが受けられます。

▼サービス費用のめやす

1か月あたり	要支援1~要介護5	36,397円(3,640円)~287,054円(28,706円)
--------	-----------	-----------------------------------

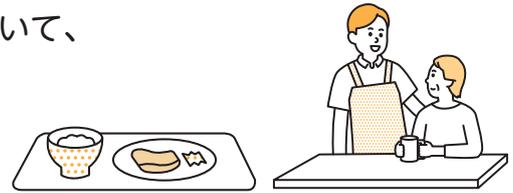
※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所名	所在地	電話番号/FAX番号
小規模多機能ホーム福老 ※要支援1・2の方は利用できません	東山本町 6-9-16	072-945-2960/072-946-3960
医療福祉生協おおさか 小規模多機能ホームよおぎ	八尾木 6-100	072-925-8728/072-925-9728

要介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

要支援 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が共同生活住居(グループホーム)において、
家庭的な環境と地域住民との交流の下、
入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の支援、
機能訓練などが受けられます。



▼サービス費用のめやす

ユニット数 1つの場合 (1日あたり)	要支援1	利用できません
	要支援2~要介護5	7,952円(796円)~8,976円(898円)

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

ユニットとは?・・・9人程度の少人数のグループのこと。入居者の尊厳を重視したケアを目指します。

認知症対応型共同生活介護 事業所名	所在地	電話番号/FAX番号	利用定員
グループホーム寿光園	楽音寺 2-125	072-941-2130/072-941-2128	9
ケアホーム愛生(しおんじ)	大竹 6-169	072-941-2899/072-941-2899	9
グループホームノーブル	楽音寺 6-45	072-940-1499/072-940-3799	18
ケアホーム愛生(たかやす)	山本高安町 2-3-8	072-998-2874/072-998-2874	9
グループホームソラストいずみ八尾	泉町 1-2	072-993-1250/072-993-1255	27
グループホームうれし家・たのし家	東山本町 6-9-35 サンピアハイツ I 2階	072-944-8787/072-944-8887	18
あすか八尾グループホーム	南太子堂 4-1-14 サンライズ東宝 2階	072-925-7111/072-925-7112	9
ニチイケアセンター八尾萱振 認知症対応型共同生活介護	萱振町 7-71-2	072-995-6111/072-995-6112	18
(医)幸晴会こうせい苑 グループホーム	北木の本 5-6-1	072-923-1102/072-928-0318	18
グループホームすみれ八尾	太子堂 2-4-6	072-922-0007/072-922-0007	9
グループホーム吉兆苑	幸町 6-33-2	072-999-1500/072-999-7770	18
グループホーム桜ヶ丘	桜ヶ丘 1-20	072-945-3030/072-945-3031	18
グループホームしぎのさと	服部川 5-7-1	072-941-9982/072-941-9987	18
(医)幸晴会第二こうせい苑 グループホーム	中田 3-54-26	072-925-7833/072-925-7834	18
グループホーム悠久	大字山畑 1	072-943-5820/072-941-5130	18
グループホーム穴太のせせらぎ	宮町 3-4-52	072-929-0223/072-929-0224	18
グループホームここから陽光園	陽光園 1-5-11	072-995-3230/072-995-3240	18
医療福祉生協おおさか グループホームよおぎ	八尾木 6-100	072-925-8730/072-925-9730	18
グループホーム悠々	大字山畑 7-1	072-941-1777/072-941-5130	18
グループホームスローライフ八尾南	木の本 2-186	072-997-0105/072-997-0106	18
グループホームしぎのさと恩智	垣内 1-182	072-968-9830/072-968-9832	18

要介護3以上 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

原則として要介護3以上の方が入所できます。

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所して、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の世話などが受けられます。

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室の場合 (1日あたり)	要介護3~要介護5	8,652円(866円)~10,146円(1,015円)
-----------------------	-----------	------------------------------

*食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護事業所名	所在地	電話番号/FAX番号	利用定員
ことほぎ	太田 3-198-2	072-949-0102/072-949-0346	29
特別養護老人ホーム はくとう春日	春日町 4-5-3	072-998-8733/072-998-8701	29
特別養護老人ホーム 第二長生園 永祥庵	高美町 1-3-57	072-995-0115/072-995-0113	29
地域密着型特別養護老人ホーム しあわせの郷 和卯	郡川 3-82-1	072-941-0335/072-941-0336	29
地域密着型特別養護老人ホーム ノーブル高砂	幸町 3-108-1	072-990-1210/072-990-1211	29
地域密着型特別養護老人ホーム 寿光園	楽音寺 2-125	072-941-2130/072-941-2128	16
特別養護老人ホーム 楽寿	神宮寺 1-154	072-943-3603/072-943-3606	29
特別養護老人ホーム 第二成法苑つむぎ	南本町 3-5-37	072-922-3001/072-922-3399	29

要介護 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回訪問又は随時の訪問により、入浴・排せつ・食事の介助や緊急時の対応などが受けられるサービスです。

▼サービス費用のめやす

基本(1か月あたり)	要介護1~要介護5	10,582円(1,059円)
定期巡回(1回あたり)	要介護1~要介護5	3,980円(398円)
随時訪問(1回あたり)	要介護1~要介護5	6,066円(607円)~8,174円(818円)

夜間対応型訪問介護 事業所名	所在地	電話番号/FAX番号
夜間対応安心コール中谷	八尾木北 3-123	072-993-8080/072-925-8444
夜間対応型訪問介護ステラ	太田新町 8-181	072-968-8174/072-968-8194

要介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた定員29人以下の有料老人ホームなどに入居して、食事・排せつ・食事の介助、洗濯掃除などの家事、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられるサービスです。

▼サービス費用のめやす

1日あたり	要介護1~要介護5	5,705円(571円)~8,569円(857円)
-------	-----------	---------------------------

地域密着型特定施設入居者生活介護 事業所名	所在地	電話番号/FAX番号	利用定員
ビハーラ・ワタナベⅡ	大字大窪 1380	072-943-2239/072-943-2238	29

使用している
マークの意味

要介護 要介護1~5の方が利用できるサービス
要支援 要支援1・2の方が利用できるサービス

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担に
ついて

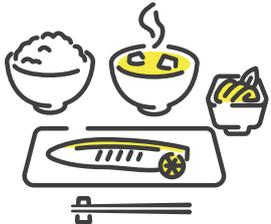
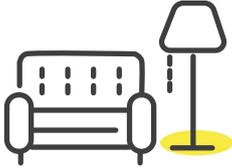
介護予防・日常生活
支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉
サービス

施設サービス

施設サービスの利用者は、サービス費用の1～3割に加え、食費・居住費・日常生活費などを自己負担します。費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。入所した施設によって金額が異なる場合がありますので、詳しくは入所を希望する施設に直接問合せてください。

① サービス費用の 1割～3割 	② 食費 	③ 居住費 	④ その他の 日常生活費 
施設により異なります			

費用の例：施設を1割負担で1か月(30日)利用した場合 <要介護3>

- ※ 1 市町村民税非課税者などは、食費・居住費が減額となる制度があります。
- ※ 2 居室(部屋タイプ)によって費用は異なります。
- ※ 3 老健・医療院の居住費は施設によって費用が異なります。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の場合

<ul style="list-style-type: none"> ・多床室では 利用料(1日) 765円×30日=22,950円 食費(1日) 1,445円×30日=43,350円 居住費(1日) 915円×30日=27,450円 その他の日常生活費など 	}	施設により 異なります	}	合計 93,750円
---	---	----------------	---	-----------------------

●介護老人保健施設（老健）の場合

<ul style="list-style-type: none"> ・多床室では 利用料(1日) 949円×30日=28,470円 食費(1日) 1,445円×30日=43,350円 居住費(1日) 697円×30日=20,910円 その他の日常生活費など 	}	施設により 異なります	}	合計 92,730円
---	---	----------------	---	-----------------------

●介護医療院の場合

<ul style="list-style-type: none"> ・多床室では 利用料(1日) 1,236円×30日=37,080円 食費(1日) 1,445円×30日=43,350円 居住費(1日) 697円×30日=20,910円 その他の日常生活費など 	}	施設により 異なります	}	合計 101,340円
---	---	----------------	---	------------------------

居室 (部屋タイプ) について

ユニット型個室	ユニット(10名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している個室
ユニット型個室的多床室	室内は、天井との隙間がある仕切りで個室のように区切られ、ユニット(10名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している居室
従来型個室	リビングを併設していない個室
多床室	4人部屋などの個室以外の居室(相部屋)

要介護3～5 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

原則として要介護3～5の方が対象です。

入所できるのは、身体上または精神上著しい障がいがあるため、常に介護が必要で、自宅では介護できない人です。入所した要介護者は、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話や健康管理を受けられます。また、少人数の家庭的な雰囲気の中で、サービスの提供を行う施設もあります。(ユニットケア) ●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。※P35の表を参照

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)事業所名	所在地	電話番号/FAX番号	入所定員
特別養護老人ホーム 寿光園	楽音寺 2-125	072-941-2130/072-941-2128	60
特別養護老人ホーム 四天王寺 大畑山苑	大字恩智 1092-2	072-941-0252/072-941-0315	70
特別養護老人ホーム 萱振苑	萱振町 5-10	072-999-2077/072-999-7747	90
特別養護老人ホーム 成法苑	南本町 3-4-5	072-994-8001/072-994-7901	50
特別養護老人ホーム ホーム太子堂	太子堂 4-1-32	072-996-0026/072-996-5867	54
特別養護老人ホーム 信貴の里	服部川 5-7-2	072-941-9981/072-941-9987	84
特別養護老人ホーム 吉兆苑	幸町 6-33-2	072-999-1500/072-999-7770	150 (30)
特別養護老人ホーム あすか八尾	太子堂 4-2-33	072-925-7501/072-925-7502	30
特別養護老人ホーム 幸寿	太田 3-192-2	072-949-0170/072-949-1462	30
特別養護老人ホーム 高安の郷	服部川 4-77-1	072-941-0067/072-941-0068	50
特別養護老人ホーム 長生園	光南町 1-4-8	072-991-5837/072-991-1523	50
特別養護老人ホーム ピュア	郡川 2-33-1	072-941-5755/072-941-5765	60
特別養護老人ホーム 高秀苑	桂町 5-11-6	072-922-5355/072-922-6222	63 (63)
特別養護老人ホーム しあわせの郷	郡川 3-80-1	072-941-1102/072-941-1135	30 (30)
特別養護老人ホーム 久宝寺愛の郷	久宝寺 3-15-38	072-924-5660/072-924-5666	50 (50)

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。

※入所定員のカッコ内の数字は、小規模生活単位型(ユニット型)の床数を表しています。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス

要介護 介護老人保健施設(老健)

入所できるのは、病状が安定し、在宅生活への復帰を目指したりハビリに重点をおいた介護が必要な人です。

入所した要介護者(要介護1～5に認定されている人)は、医学的な管理のもとでの看護やリハビリ、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話を受けられます。

●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。 ※P35の表を参照

介護老人保健施設(老人保健施設)事業所名	所在地	電話番号/FAX番号	入所定員
老人保健施設 悠久苑	山畑 5-1	072-941-3222/072-941-6685	71
医療法人貴島会 介護老人保健施設 ノーブル楽音寺	楽音寺 3-5	072-941-8005/072-941-0845	100
医療法人徳洲会 介護老人保健施設 八尾徳洲苑	荘内町 1-2-35	072-991-2291/072-991-0292	100
介護老人保健施設 あおぞら	沼 1-41	072-948-2545/072-948-2675	100
介護老人保健施設 スローライフ八尾	福栄町 1-12	072-990-0100/072-990-0022	100

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。

要介護 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。医療ニーズの高い要介護者を対象とするⅠ型と、比較的容態が安定した要介護者を対象とするⅡ型があります。

介護医療院事業所名	所在地	電話番号/FAX番号	入所定員
介護医療院 新井病院	美園町 4-156-3	072-999-5060/072-999-5062	60
貴島病院本院 介護医療院	楽音寺 3-33	072-941-1499/072-941-4666	40

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

MEMO

福祉用具をレンタルする

用具によって要介護、要支援の対象範囲が異なります。

要介護 福祉用具の貸与

日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。

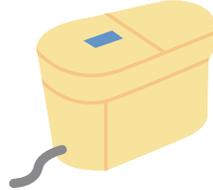
要支援 介護予防福祉用具の貸与

日常生活の自立を助ける福祉用具のうち、介護予防に役立つものを貸し出します。

■ 車いす



★ 自動排泄処理装置



▲ ■ 手すり (工事をともわないもの)



■ 車いす付属品 (クッションなど)



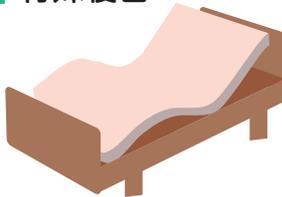
▲ ■ スロープ (工事をともわないもの)



■ 認知症老人徘徊感知器



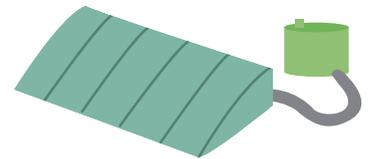
■ 特殊寝台



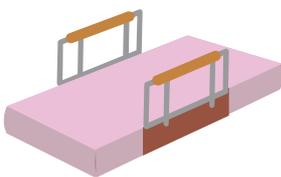
▲ ■ 歩行器



■ 体位変換器



■ 特殊寝台付属品 (マットレスなど)



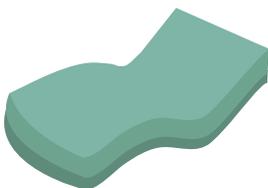
▲ ■ 歩行補助つえ



■ 移動用リフト (つり具の部分を除く)



■ 床ずれ防止用具



対象の範囲

要支援 1・2、要介護 1 の方 → ▲
 要介護 2～要介護 5 の方 → ■
 要介護 4・要介護 5 の方 → ★

サービス費用のめやす

実際に貸与に要した費用
 (利用者負担 1割～3割)

▼福祉用具(貸与)について

- 福祉用具(貸与)が適切な価格で利用できるよう、商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限が公表されました。
- 福祉用具貸与業所に下記①②が義務づけられました。
 - ①貸与する品目の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す
 - ②貸与する品目の全国平均価格とその事業所の価格を示す

使用しているマークの意味

- 要介護 要介護 1～5の方が利用できるサービス
- 要支援 要支援 1・2の方が利用できるサービス

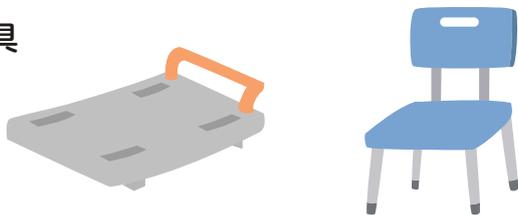
福祉用具を購入する

要介護 特定福祉用具の購入費の支給

要支援 特定介護予防福祉用具の購入費の支給

指定された事業所から福祉用具を購入した場合、福祉用具の購入費を支給します。

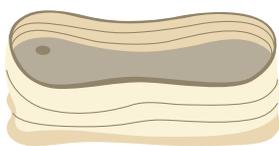
入浴補助用具



腰掛便座



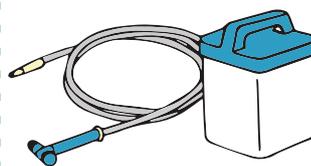
簡易浴槽



移動用リフトつり具



自動排泄処理装置の交換可能部品



排泄予測支援機器

膀胱内の状態をセンサーなどで感知することで尿量を測定し、排尿の機会を要介護者または介護者に通知するものです。

スロープ

(主に敷居等の小さい段差の解消に使用し頻繁な持ち運びを要しないもの)



歩行器



歩行補助つえ



サービス費用のめやす

福祉用具購入費10万円に対し、介護保険より最大9万円～7万円
(利用者負担1割～3割)

住宅を改修する

●工事前に必ずケアマネジャーに相談しましょう

要介護 住宅改修費の支給

要支援 介護予防住宅改修費の支給

手すりの設置や段差解消などの小規模な住宅改修をした際、改修費用を支給します。

▼対象となる工事の例

- 廊下やトイレ、浴室などへの手すりの取付け
- スロープの設置等による段差の解消
- 引き戸などへの扉の取替え
- 滑り防止、移動円滑化のための床材の変更

サービス費用のめやす

改修工事費用上限額 20万円に対し、介護保険より最大18万円～14万円
(利用者負担1割～3割)

※住宅改修を利用するときは、複数の業者見積をとりましょう。

※1回の改修工事で20万円を使い切らず、複数回に分けて使うこともできます。

支給を受けるためには改修前・改修後にそれぞれ申請手続きが必要です。

住宅改修・福祉用具利用のご案内



介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター 担当地域のご案内

高齢者福祉 サービス

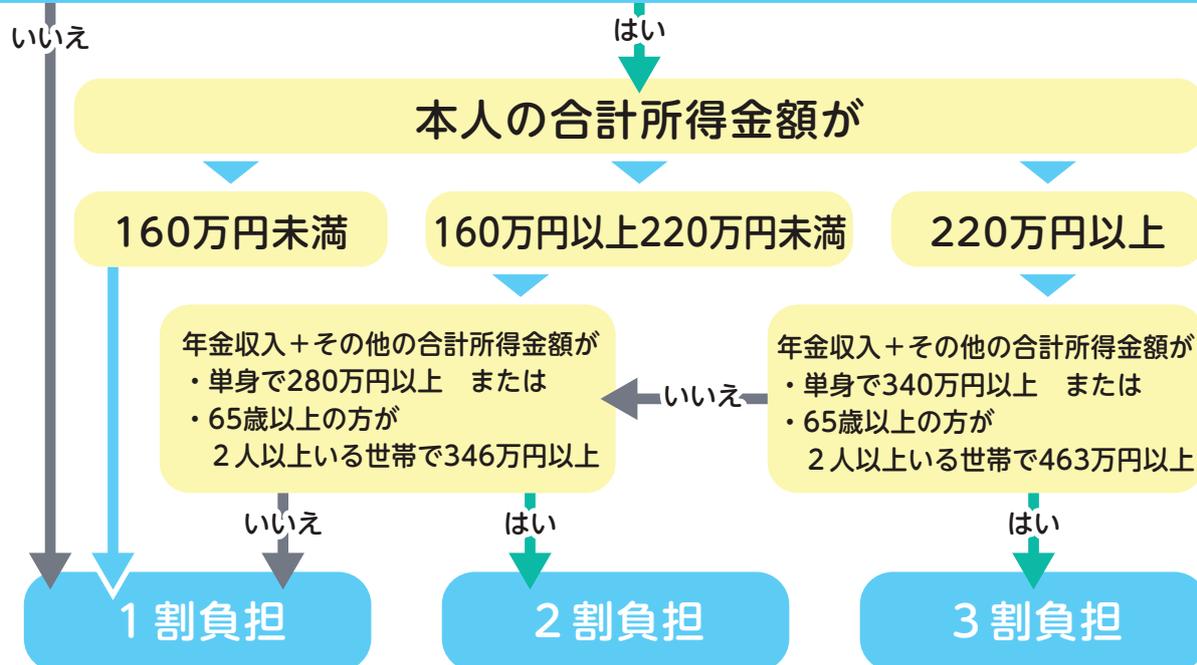
5 利用者負担について

費用の支払い

介護(予防)サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載される利用者負担割合に応じて、サービス費用の1割～3割を事業者に支払います。利用者負担割合は、サービスを利用する方の所得や世帯構成によって判定されます。

利用者負担割合判定の流れ

65歳以上で本人が住民税課税



※40歳～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

利用者負担額の例

要介護1、利用者負担割合が1割の方が、月15万円分の介護サービスを利用した場合・・・

支給限度額 167,650円

介護サービス費用額 150,000円

介護保険より給付
135,000円

利用者負担額
15,000円

※ 利用者負担額のほかに、食費、日常生活費などは全額自己負担となります。

支給限度額

要介護度ごとに、介護保険が利用できるサービス費用の限度額が決められています。

要介護状態区分	居宅サービスの支給限度額(1か月)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※限度額を超えて介護サービスを利用した場合は、超えた分の費用は全額自己負担となります。

利用者負担額を軽減するために

介護保険では、所得が少ない方でも介護(予防)サービスを利用しやすくするために、さまざまな支援対策があります。

令和7年8月1日現在

特定入所者介護(予防)サービス費(介護保険負担限度額認定)

低所得者の方の介護保険施設サービス、短期入所サービスを利用するときの居住費(滞在費)、食費の利用者負担額を軽減します。所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から支払われます。

お手続き

窓口または郵送での申請が必要です。
対象になる方に「**介護保険負担限度額認定証**」を発行しますので、施設等へ提示してください。なお、有効期間は申請された月から次の7月末までです。

基準費用額 (1日あたり)

施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額(施設が定める居住費及び食費が基準額を下回る場合、施設の定める額と自己負担額の差額が支給されます。)

居住費				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	1,445円
2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	697円または437円(915円)	

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合です。

負担限度額 (1日あたり)

対象となる方は以下の条件を満たす方です。

- 本人、本人と同じ世帯の方全員および配偶者が住民税非課税である
- 預貯金等の資産状況が、表に示される金額以下である

利用者負担段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者	預貯金等の資産の状況※1	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額※3
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※2	多床室	
第1段階		要件なし	880円	550円	550円(380円)	0円	300円
第2段階		単身: 1,000万円 夫婦: 2,000万円	880円	550円	550円(480円)	430円	390円【600円】
第3段階①		単身: 550万円 夫婦: 1,550万円	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円【1,000円】
第3段階②		単身: 500万円 夫婦: 1,500万円	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円【1,300円】

※1 第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、単身: 1,000万円、夫婦: 2,000万円

※2 介護老人福祉施設を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額です

※3 短期入所生活介護を利用した場合の食費の負担限度額は【 】内の金額です

- 虚偽の申告により、不正に支給を受けた場合には支給された額および最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス

市民税課税層に対する食費・居住費の特例減額措置

市民税課税世帯の方は、「特定入所者介護サービス費」の支給対象になりませんが、世帯のどなたかが介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設に入所し、軽減を受けずに食費・居住費を負担した結果、在宅に残された配偶者等の家族が生計困難に陥らないようにするため、下記の(1)～(6)の要件をすべて満たす場合には、特例措置により利用者負担第3段階に変更して、利用者負担の軽減を行います。

※ただし、短期入所(ショートステイ)の利用については、この特例措置は適用されません。

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> (1) 属する世帯の構成員の数が2人以上であること。 (2) 介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入所又は入院し、利用者負担第4段階の食費、居住費の負担を行うこと。 (3) 世帯の年間収入から、施設の利用者負担(施設サービス費の1～3割負担、食費、居住費)の見込み額を除いた額が1年あたり80.9万円以下になること。 (4) 世帯の現金、預貯金等の額が、450万円以下であること。 (5) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を有していないこと。 (6) 介護保険料を滞納していないこと。
--------	---

高額介護サービス費

1割～3割の利用者負担額が、一定金額(上限額)を超えたときは、超えた分が払い戻されます。上限額は所得に応じて下表のとおり設定されており、支給を受けるためには、市から送付する申請書の提出が必要です。

負担区分	利用者負担上限額(1ヶ月)
住民税課税世帯(同一世帯の第一号被保険者の課税所得額で判定)	
課税所得 690万円(年収1,160万円)以上の方がいる場合	世帯 140,100円
課税所得 380万円(年収約770万円)以上、 課税所得 690万円(年収約1,160万円)未満の方がいる場合	世帯 93,000円
課税所得 380万円(年収約770万円)未満の方がいる場合	世帯 44,400円
住民非課税世帯	世帯 24,600円
本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計金額が 80.9万円以下の方	個人 15,000円 世帯 24,600円
高齢福祉年金の受給者の方	
生活保護の受給者の方	世帯 15,000円

MEMO

高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯において、1年間(毎年8月1日～7月31日)の自己負担の合算額が高額な場合、それぞれの自己負担限度額を適用後に、合算して自己負担限度額を超えたときには、申請によりその超えた分が支給されます。

申請は計算期間の末日(7月31日)時点に加入している医療保険でお手続きください。

第三者行為求償

交通事故などの第三者による不法行為(第三者行為)により要介護・要支援状態になった場合、もしくは状態が悪化した場合は、加害者に介護サービスにかかる費用を負担してもらう必要がありますが、加害者からすぐに損害賠償を受けられない場合は、介護保険を使って介護サービスを受けることができます。その場合は加害者から支払われる費用を保険者(八尾市)が一時的に立て替えることになるため、介護保険サービスを利用する場合には保険者(八尾市)に届出が必要となります。

※事故に遭った場合に必要な対応の流れについては、大阪府国民健康保険団体連合会のHPに掲載されていますのでご参照ください。

社会福祉法人などによる利用者負担軽減事業

社会福祉法人などにより提供される介護(予防)サービスの利用者のうち、特に生計が困難と認められる方に対して利用者負担額の軽減を行います。

対象となる方	世帯全員が非課税で、次の要件のすべてを満たす方のうち、生計が困難であるとして市が認めた方 (1) 世帯の年間収入が次の額以下 1人世帯で150万円(世帯人員が1人増えるごとに50万円を加算) (2) 預貯金等の額が次の額以下 1人世帯で350万円(世帯人員が1人増えるごとに100万円を加算) (3) 活用できる資産を有しない (4) 他の世帯の扶養を受けていない (5) 介護保険料を滞納していない
申請方法等詳細については、高齢介護課までお問い合わせください。	

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス

6 介護予防・日常生活支援

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)は、高齢者の介護予防と自立した日常生活からなります。以前まで介護予防サービスとして提供されていた「介護予防訪問介護」「介護予

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス

対象者

- ・要支援1・2の認定を受けた方
 - ・要支援相当で、基本チェックリストにより生活機能の低下が認められた方(事業対象者)
- ※介護予防・生活サービス事業は、高齢者あんしんセンター(八尾市地域包括支援センター)の介護予防ケアマネジメントにもとづき、利用できます。

一般介護予防事業

- 介護予防の教室
- 介護予防体力測定会
- 自主活動支援 など

対象者

- ・65歳以上のすべての方
- 一般介護予防については、42～43ページをご覧ください。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2 事業対象者の方が利用できるサービス

※(カッコ)内は1割の場合の利用者負担費用です。

名称	サービス内容	対象者
訪問型サービス	指定相当訪問型サービス 訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの身体介護や掃除・洗濯・買い物・調理などの生活援助を行います。 ※身体介護・生活援助の区分はありません。 ※乗車・降車等介助は利用できません。 ■サービス費用の目安(月単位の定額※1) 週1回程度の利用:1か月12,583円(1,259円) 週2回程度の利用:1か月25,134円(2,514円) 週2回を超える利用(要支援2のみ):1か月39,878円(3,988円)	要支援1・2
	訪問型サービス(基準緩和) 八尾市が実施する「生活援助サービス従事者研修」を修了した者等が自宅を訪問し、掃除・調理・洗濯等の生活援助を行います。(食事介助や入浴介助等の身体介護は行いません) ■サービス費用の目安(月単位の定額※1) 週1回程度の利用:1か月10,068円(1,007円) 週2回程度の利用:1か月20,105円(2,011円) 週2回を超える利用(要支援2のみ):1か月31,907円(3,191円)	要支援1・2 事業対象者
	訪問型サービス(シルバー人材センター) 八尾市シルバー人材センターの会員が自宅を訪問し、掃除・調理・洗濯等の生活援助を行います。(食事介助や入浴介助等の身体介護、生活援助のうち買い物・薬の受け取りは行いません) ■自己負担 1回200円(1時間まで)	要支援1・2 事業対象者

総合事業

の支援を目的とした事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の二つ防通所介護は総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行しました。

名称	サービス内容	対象者
通所型サービス	指定相当通所型サービス デイサービスセンターなどに通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで利用できます。 ■サービス費用の目安(月単位の定額※1) 要支援1:1か月18,789円(1,879円) 要支援2:1か月37,839円(3,784円) ※送迎費用を含む。食費などは別途必要。	要支援1・2
	通所型サービス (街かどデイハウス) ■自己負担 各施設が定める利用料。 食事代・おやつ代などは別途必要。 各施設については、下記の一覧表をご確認ください。	要支援1・2 事業対象者 ※2
	通所型サービス (短期集中) 教室名:短期集中トレーニングPLUS教室 事前・事後に高齢者あんしんセンター職員や理学療法士などリハビリテーション専門職が自宅を訪問し、自宅内外の環境や生活・運動指導、評価などを行います。個人個人に合わせた運動プログラムメニューに沿って、パワーリハビリなどを使って身体の機能向上のための運動を行います。 ■期間 1クール:月4回を3か月(全12回、事前事後訪問) ■自己負担 1クールあたり 4,900円	要支援1・2 事業対象者

- ※1 指定相当訪問型サービス、訪問型サービス(基準緩和)、指定相当通所型サービスのサービス費用の目安は、介護報酬1単位に八尾市(5級地)の単価を乗じた額で表示しています。(介護報酬については、今後の改定で変更になる場合があります。)基本的な費用のほかに、サービスの利用内容等によるさまざまな加算があります。
 ※2 利用開始前にすでに要介護1から5の認定をお持ちの方を除く、65歳以上の方もご利用いただけます

街かどデイハウス一覧		
施設名	住所	電話番号
街かどデイハウス 草笛	上之島町北1-67-1 ヴェルドミール山本103	072-997-6325
街かどデイハウス わははの和	北木の本5-71	072-994-0325
まちかどデイハウス <八尾サランの家>	東久宝寺2-4-7	072-991-6678
街かどデイハウス ふれあいの郷ムグンファ	志紀町3-30	072-949-1521
街かどデイハウス 田んぼ	南木の本2-24-35	072-998-4664
街かどデイハウス 美和の会・ちどり	栄町2-8-16	072-994-6755
街かどデイハウス 「茶の間」	高安町北3-78 シャトレ高安103	072-992-5337
街かどデイハウス 道草	山本町5-3-5 メゾンマチエル山本101	072-999-9156

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス

いつまでも健康に暮らすために 身体の変化にご注意ください

最近、元気が出ない、疲れやすい、体重が減った、趣味活動への意欲が低下するなど、活動量が少なくなっていないですか。日々の変化は、自分ではなかなか気づきにくいものです。まずは、ご自身の健康状態や毎日の生活を振り返ってみましょう。

最近、こんな症状がみられませんか



体重減少



外出・活動が少なくなる



筋力の低下

高齢期には、ささいなことがきっかけで、身体がどんどん衰弱する悪循環に陥ることがあります。日々の兆候を見逃さないようにしましょう。自立した自分らしい暮らしをいつまでも続けるためには、生活機能※の低下に気づき、早い時期に対策をとることが大切です。

※生活機能とは、人が生きていくための機能全体のことで、心身機能はもちろん、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割なども含みます。

悪循環の例



食欲が落ちる



活動量・筋肉量が低下する



転倒しけがをする



要介護状態へ

介護予防に取り組み 健康的な毎日を送りましょう

悪循環に陥らないためには、病気予防や頭・身体を積極的に動かすことが大切です。身体機能全体が著しく低下した「廃用症候群(生活不活発病)」の状態になるのを防ぐためにも、適度な運動、栄養バランスのとれた食生活、閉じこもりの予防(社会参加)を心がけましょう。



定期的な運動や
筋力トレーニングを
行いましょう

栄養バランスの
とれた食事を
3食とりましょう

社会参加は、外出や
電話(テレビ電話)での
会話も有効です

日常生活で介護予防を実践し、 自立した暮らしを継続しましょう

高齢期には、生活習慣病の予防とともに、生活機能の低下を防ぐことが重要です。「介護予防」とは、元気な高齢者がいつまでも元気でいられるよう、また介護が必要な方もそれ以上状態を悪化させないように、心身の衰えを予防・回復させる取り組みです。早い段階から介護予防に取り組み、いつまでもいきいきとした毎日を送りましょう。

八尾市では各種介護予防教室等を開催しています。(42 ページ～)
教室に参加して、「元気力」をアップさせましょう。

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活
支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉
サービス

一般介護予防事業

<p>介護予防教室 ★費用:無料</p> 	<p>対象 65歳以上の高齢者</p> <p>開催場所 市内各所</p> <p>内容 ①転倒骨折予防 ②食生活・口腔機能改善 ③認知症予防等 ※毎回、テーマを変えて実施しています。</p> <p>開催日 月によって、開催回数やテーマが変わります。内容を変えて複数回、開催しているセンターもあります。 (日程・内容については、市政だより等の広報でお知らせします。)</p> <p>定員 教室によって異なります。(詳しくは市政だより等の広報でお知らせします。)</p> <p>問い合わせ先 市内の高齢者あんしんセンター(47ページ参照)</p>
<p>家族介護教室 ★費用:無料</p> 	<p>対象 高齢者を介護している家族等</p> <p>開催場所 市内の高齢者あんしんセンター</p> <p>内容 在宅で介護しているご家族等に向けて介護の方法や知識の学習、介護者同士の情報交換など</p> <p>定員 教室によって異なります。(詳しくは市政だより等の広報でお知らせします。)</p> <p>問い合わせ先 市内の高齢者あんしんセンター(47ページ参照)</p>
<p>みんなの認知症予防教室 ★費用:1,600円(全8回)</p> 	<p>対象 市内在住の65歳以上の方</p> <p>開催場所 八尾市内</p> <p>内容 脳を活性化するゲームを用いて楽しみながら認知症予防に取り組める教室</p> <p>所要時間 2時間</p> <p>定員 20名(申込順)</p> <p>問い合わせ先 八尾市高齢介護課/TEL:072-924-3837 FAX:072-924-3981</p>
<p>わかわかごぼうトレーニング教室 費用:800円(全4回)</p> 	<p>対象 市内在住の65歳以上の方</p> <p>開催場所 八尾市内</p> <p>内容 高齢者向け筋力トレーニング「わかわかごぼうトレーニング」を学べる教室</p> <p>所要時間 1時間30分～2時間</p> <p>定員 20名(申込順)</p> <p>問い合わせ先 八尾市高齢介護課/TEL:072-924-3837 FAX:072-924-3981</p>
<p>介護予防体力測定会 ★費用:無料</p> 	<p>対象 市内在住の65歳以上の方など</p> <p>開催場所 八尾市内各地</p> <p>内容 体力の測定や栄養・口腔状態の評価を受けられます。</p> <p>定員 各会場50名程度</p> <p>問い合わせ先 八尾市高齢介護課/TEL:072-924-3837 FAX:072-924-3981</p>

シルバーリーダー養成講座 ★費用:無料 	対象	市内在住の65歳以上で地域活動やボランティアの参加を考えている方
	開催場所	八尾市立社会福祉会館ほか
	内容	ボランティア等の活動をするための基礎的講座<1コース3回(6講座)>
	申込先	八尾市社会福祉協議会
	定員	20名(先着)
	問い合わせ先	八尾市高齢介護課/TEL:072-924-3837 FAX:072-924-3981 八尾市社会福祉協議会/TEL:072-990-4567 FAX:072-990-3206
健康づくり出前講座 ★費用:無料 	対象	市内在住の65歳以上の方が5人以上含まれているグループ
	講師	高齢介護課職員や高齢者あんしんセンター職員など
	開催場所	八尾市内(申込者が用意)
	内容	健康づくりや介護予防に関するお話と「河内音頭健康体操」、「ノルディックウォーキング」または「わかわかごぼうトレーニング」のいずれかの体験を、みなさんが集まれるところまで“出前”します。
	所要時間	40分～1時間30分程度(お申込み時に相談)
	申込方法	所定の申込書を、実施希望日の1か月前までに高齢介護課まで提出
問い合わせ先	八尾市高齢介護課/TEL:072-924-3837 FAX:072-924-3981	
自主活動支援 ★費用:無料 	対象	市内在住の65歳以上の方が5人以上含まれており、週1回または2回の活動を3カ月以上継続する予定の団体・グループ
	講師	高齢介護課職員や高齢者あんしんセンター職員など
	開催場所	八尾市内(申込者が用意)
	内容	身近な地域で、「河内音頭健康体操」、「ノルディックウォーキング」または「わかわかごぼうトレーニング」のいずれかで介護予防に取り組む高齢者のみなさんを支援します。
	支援内容	体操の手ほどき:初回～4回目まで 体力測定:初回と3カ月後の2回 おもり・ポール等の貸出:初回～3カ月間 ※機材・おもり・ポールの貸出には、数に限りがあります
	定員	ノルディックウォーキングのみ14人まで
	所要時間	1時間30分程度(初回、3カ月後は2時間程度)
	申込方法	所定の申込書を、実施希望日の1か月前までに高齢介護課まで提出
問い合わせ先	八尾市高齢介護課/TEL:072-924-3837 FAX:072-924-3981	

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス

健康推進課（保健センター）等で開催している 健康相談・予防接種

健康相談

費用	無料(相談時にかかる通信料はご負担いただきます。)
内容	18歳以上の八尾市民の方に対し、生活習慣病予防や運動、栄養、食生活について、また特定健診(健康診断)の結果や医療機関受診の相談など専門職に相談ができます。
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ○電話相談(予約不要) ご自宅などから電話で相談ができます。 ○来所面接(予約不要) 保健センターまで来所いただきましたら対面で相談ができます。 ※できる限り事前にご連絡をお願いします。 ○あなたのまちの健康相談(要予約) コミュニティセンター等の身近な場所で、対面で相談ができます。(栄養相談はオンライン等での相談になる場合があります。) ○オンライン相談(要予約) 自宅や外出先などで、お手持ちのカメラ機能のあるパソコンやスマートフォン等を使用して、オンライン上で相談ができます。(ご使用する機器にzoomをインストールしていただく必要があります。)

お問い合わせ先

八尾市健康推進課(保健センター)/TEL:072-993-8600 FAX:072-996-1598

MEMO

定期予防接種

高齢者肺炎球菌

対象者	接種日に本市に住民登録があり、過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがない ①または②に該当する方 ① 65歳の方(65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで)接種可能 ② 60歳～64歳の方のうち心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい(身体障がい者手帳1級相当)を有する方 ※ その他、接種費用、接種方法については、65歳の誕生日月末に送る個別通知、ホームページをご確認ください。
-----	---

高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン

接種期間	10月1日～翌年1月31日
対象者	接種日に本市に住民登録があり、①または②に該当する方 ①65歳以上の方 ②60歳～64歳の方のうち、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい(身体障がい者手帳1級相当)を有する方 ※ その他、接種費用、接種方法等については、市政だより(10月号)、ホームページ等をご確認ください。

带状疱疹ワクチン (令和7年度より実施)

接種期間	4月1日～翌年3月31日
対象者	接種日に本市に住民登録があり、過去に带状疱疹ワクチンを接種したことがない ①または②に該当する方 ①令和7年度からの5年間の経過措置として、当該年度に65、70、75、80、85、90、95、100歳(100歳を超える人は令和7年度に限り全員が対象)の人が対象となります。 【令和7年度の対象者】 65歳 昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 70歳 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 75歳 昭和25年4月2日～昭和26年4月1日 80歳 昭和20年4月2日～昭和21年4月1日 85歳 昭和15年4月2日～昭和16年4月1日 90歳 昭和10年4月2日～昭和11年4月1日 95歳 昭和5年4月2日～昭和6年4月1日 100歳以上 大正15年4月1日以前の生まれ ②60歳～64歳の方のうち、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方(免疫機能の障がい(身体障がい者手帳1級相当))

お問い合わせ先

八尾市健康推進課 予防接種担当(保健センター) TEL: 072-994-8480 FAX: 072-996-1598

MEMO

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス

7 高齢者あんしんセンターにつ

高齢者あんしんセンター（八尾市地域包括支援センター）

高齢者あんしんセンター（八尾市地域包括支援センター）は、八尾市で暮らす高齢者の皆様に健康・福祉・介護など、さまざまな面から総合的に支えるために、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門職員が連携し、高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らしていけるよう、相談や支援を行います。

社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等が行っている主な支援

介護予防ケアマネジメント

自立した生活を継続できるよう、介護予防サービスの紹介や支援を行います。

権利擁護、虐待早期発見・防止

安心して日常生活を送れるよう、高齢者の人権や財産を守る権利擁護や、成年後見制度の利用支援、虐待の早期発見・防止などに取り組みます。

総合相談・支援

介護が必要な高齢者やその家族のために、さまざまな相談を受け付け総合的な支援を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント

ケアマネジャーの指導や支援、地域のさまざまな機関・専門家とのネットワークづくりなどを行います。



「活発（かっぱ2）にいきいき暮らそう！」



高齢者あんしんセンター
イメージキャラクター

地域の高齢者の
さまざまな困りごと
に対応する相談窓口だよ

いて (地域包括支援センター)

八尾市では、身近な相談窓口として、各中学校区を担当する地域包括支援センターの愛称を「高齢者あんしんセンター」とし、市の直営型1ヶ所、地域型15ヶ所の計16ヶ所設置しています。各地域を担当する高齢者あんしんセンターは以下の表をご覧ください。



24時間 365日相談受付しているよ。

基幹型高齢者あんしんセンター(八尾市役所内)

TEL:072-924-3973 FAX:072-924-3981

(受付時間:平日 午前8時45分~午後5時15分)

圏域	担当中学校区	担当小学校区	担当の高齢者あんしんセンター (八尾市地域包括支援センター)	住所・電話番号・FAX番号
1	八尾	用和・長池	八尾中学校区高齢者あんしんセンター 萱振苑	八尾市萱振町5-10 TEL:072-928-7080 FAX:072-928-7080
	桂	桂・北山本	桂中学校区高齢者あんしんセンター スローライフ北	八尾市幸町2-48-4 店舗付住宅8-3 TEL:072-924-3344 FAX:072-924-3345
	上之島	山本・ 上之島	上之島中学校区高齢者あんしんセンター スローライフ八尾	八尾市福栄町1-12 TEL:072-990-1220 FAX:072-990-1219
2	龍華	龍華・永畑	龍華中学校区高齢者あんしんセンター りゅうげ	八尾市東太子2-6-6 TEL:072-943-0261 FAX:072-943-0267
	亀井	竹淵・亀井	亀井中学校区高齢者あんしんセンター ホーム太子堂	八尾市太子堂4-1-32 TEL:072-996-0262 FAX:072-996-5867
	久宝寺	久宝寺・ 美園	久宝寺中学校区高齢者あんしんセンター 久宝寺愛の郷	八尾市久宝寺3-15-38 TEL:072-990-0337 FAX:072-990-0338
3	志紀	志紀	志紀中学校区高齢者あんしんセンター 楽寿	八尾市神宮寺1-154 TEL:072-920-3612 FAX:072-948-3130
	大正	大正・ 大正北	大正中学校区高齢者あんしんセンター あおぞら	八尾市太田7-36-3 TEL:072-948-8222 FAX:072-948-3566
	曙川南	曙川・刑部・ 曙川東	曙川南中学校区高齢者あんしんセンター 緑風園	八尾市天王寺屋6-59 TEL:072-949-6670 FAX:072-949-6703
4	成法	八尾・安中	成法中学校区高齢者あんしんセンター 長生園	八尾市光南町1-4-8 TEL:072-991-0182 FAX:072-991-1523
	曙川	南山本・ 高安西	曙川中学校区高齢者あんしんセンター サポートやお	八尾市青山町4-4-18 TEL:072-925-1199 FAX:072-925-1223
	高美	高美・ 高美南	高美中学校区高齢者あんしんセンター 成法苑	八尾市南本町3-4-5 TEL:072-994-8030 FAX:072-994-7901
5	高安	高安	高安中学校区高齢者あんしんセンター 寿光園	八尾市楽音寺2-125 TEL:072-940-5505 FAX:072-940-2789
	南高安	南高安	南高安中学校区高齢者あんしんセンター 信貴の里	八尾市垣内1-182 TEL:072-940-5727 FAX:072-968-9832
	東	東山本・ 西山本	東中学校区高齢者あんしんセンター 中谷	八尾市桜ヶ丘2-121-6 TEL:072-943-0801 FAX:072-993-5860

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

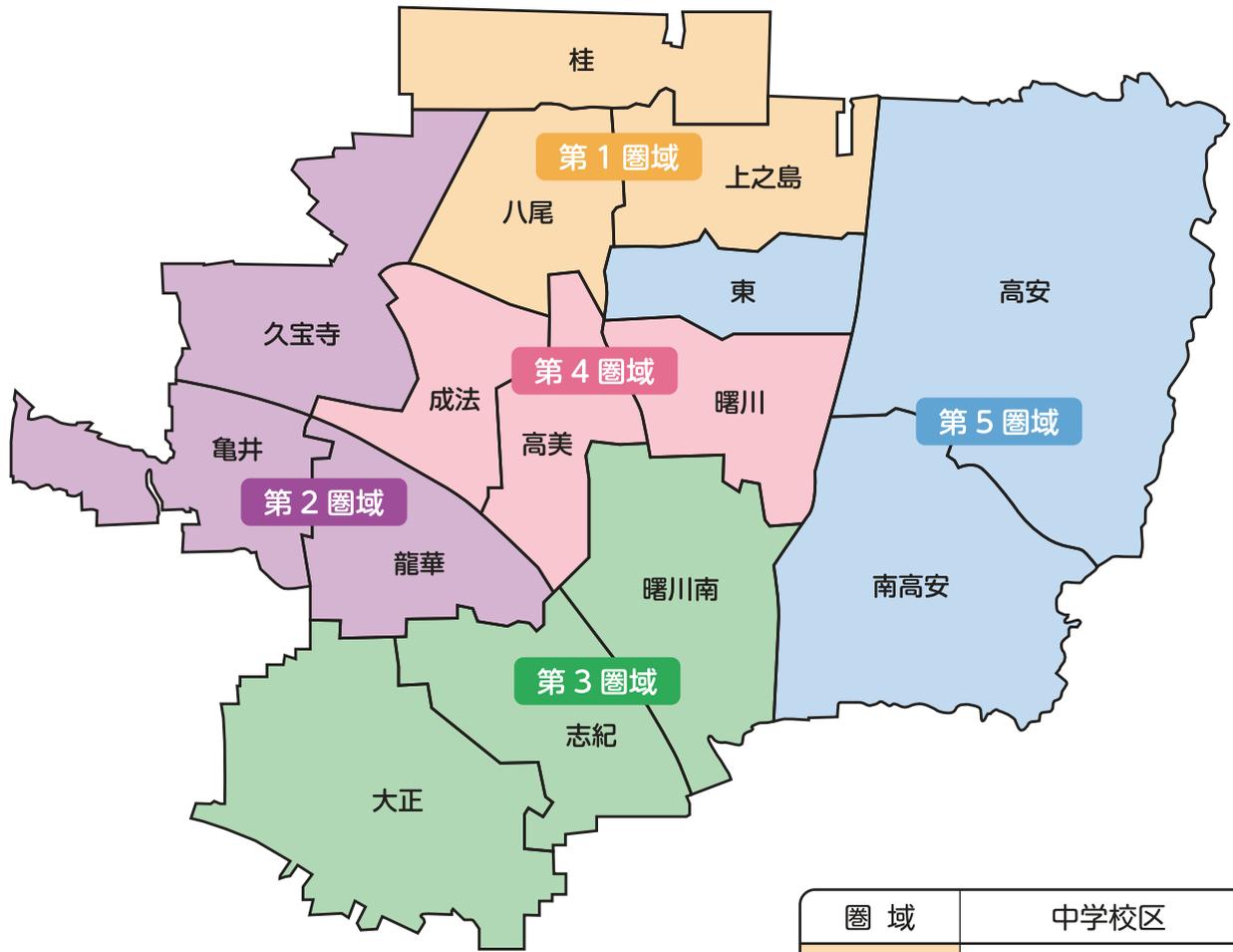
利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉
サービス

高齢者あんしんセンター一覧 (八尾市地域包括支援センター)



基幹型
基幹型高齢者あんしんセンター
 本町1-1-1 八尾市役所内
 TEL:072-924-3973 FAX:072-924-3981

圏域	中学校区
第1圏域	八尾、桂、上之島
第2圏域	久宝寺、龍華、亀井
第3圏域	大正、志紀、曙川南
第4圏域	成法、曙川、高美
第5圏域	高安、南高安、東

※高安は小中学校区

第1圏域

中学校区
八尾・桂・上之島

<p>小学校区 用和・長池</p> <p>八尾中学校区高齢者あんしんセンター 萱振苑</p> <p>●最寄り駅/近鉄八尾駅から近鉄バス萱島/JR住道行き乗車「八尾北高校前」下車北へ徒歩1分 萱振町5-10 特別養護老人ホーム萱振苑内 TEL:072-928-7080 FAX:072-928-7080</p>	<p>小学校区 桂・北山本</p> <p>桂中学校区高齢者あんしんセンター スローライフ北</p> <p>●最寄り駅/近鉄八尾駅から近鉄バス萱島/JR住道行き乗車「西部」下車徒歩5分 幸町2-48-4 市営西部住宅店舗付8号館3号室 TEL:072-924-3344 FAX:072-924-3345</p>	<p>小学校区 山本・上之島</p> <p>上之島中学校区高齢者あんしんセンター スローライフ八尾</p> <p>●最寄り駅/近鉄河内山本駅から近鉄バス花園駅前/高砂住宅行き乗車「青葉町」下車東へ徒歩15分 福栄町1-12 介護老人保健施設スローライフ八尾内 TEL:072-990-1220 FAX:072-990-1219</p>
---	---	--

第2圏域 中学校区 龍華・亀井・久宝寺

小学校区 龍華・永畑

龍華中学校区高齢者あんしんセンター リゅうげ

●最寄り駅/JR八尾駅から徒歩15分
東太子2-6-6 ホーム太子堂東館内
TEL:072-943-0261 FAX:072-943-0267

小学校区 竹淵・亀井

亀井中学校区高齢者あんしんセンター ホーム太子堂

●最寄り駅/JR八尾駅から徒歩15分
太子堂4-1-32
特別養護老人ホーム ホーム太子堂内
TEL:072-996-0262 FAX:072-996-5867

小学校区 久宝寺・美園

久宝寺中学校区高齢者あんしんセンター 久宝寺愛の郷

●最寄り駅/近鉄久宝寺口駅から徒歩8分
久宝寺3-15-38
特別養護老人ホーム久宝寺愛の郷内
TEL:072-990-0337 FAX:072-990-0338

第3圏域 中学校区 志紀・大正・曙川南

小学校区 志紀

志紀中学校区高齢者あんしんセンター 楽寿

●最寄り駅/JR志紀駅から徒歩11分
神宮寺1-154
地域密着型介護老人福祉施設楽寿内
TEL:072-920-3612 FAX:072-948-3130

小学校区 大正・大正北

大正中学校区高齢者あんしんセンター あおぞら

●最寄り駅/JR志紀駅・大阪メトロ八尾南駅から徒歩30分
近鉄恩智駅・JR志紀駅・大阪メトロ八尾南駅から送迎バス有
太田7-36-3 医真会八尾総合病院北側
TEL:072-948-8222 FAX:072-948-3566

小学校区 曙川・刑部・曙川東

曙川南中学校区高齢者あんしんセンター 緑風園

●最寄り駅/JR志紀駅から徒歩5分
天王寺屋6-59
八尾こころのホスピタル内
TEL:072-949-6670 FAX:072-949-6703

第4圏域 中学校区 成法・曙川・高美

小学校区 八尾・安中

成法中学校区高齢者あんしんセンター 長生園

●最寄り駅/近鉄八尾駅から徒歩10分・JR八尾駅から徒歩10分
光南町1-4-8 特別養護老人ホーム長生園内
TEL:072-991-0182 FAX:072-991-1523

小学校区 南山本・高安西

曙川中学校区高齢者あんしんセンター サポート やお

●最寄り駅/近鉄八尾駅・河内山本駅・高安駅から徒歩20分
近鉄八尾駅から大阪バス JR 志紀駅方面「八尾総合体育館前(ウイング)」下車徒歩3分
青山町4-4-18 在宅福祉ネットワークセンター内
TEL:072-925-1199 FAX:072-925-1223

小学校区 高美・高美南

高美中学校区高齢者あんしんセンター 成法苑

●最寄り駅/近鉄八尾駅から徒歩15分・JR八尾駅から徒歩15分
南本町3-4-5 特別養護老人ホーム成法苑内
TEL:072-994-8030 FAX:072-994-7901

第5圏域 中学校区 高安・南高安・東

小学校区 高安

高安中学校区高齢者あんしんセンター 寿光園

●最寄り駅/近鉄河内山本駅から近鉄バス東花園駅行き 乗車[楽音寺]下車 徒歩5分
楽音寺2-125 特別養護老人ホーム寿光園内
TEL:072-940-5505 FAX:072-940-2789

小学校区 南高安

南高安中学校区高齢者あんしんセンター 信貴の里

●最寄り駅/近鉄恩智駅から徒歩10分
垣内1-182
グループホームしぎのさと恩智内
TEL:072-940-5727 FAX:072-968-9832

小学校区 東山本・西山本

東中学校区高齢者あんしんセンター 中谷

●最寄り駅/近鉄河内山本駅から西へ徒歩10分
桜ヶ丘2-121-6
看護小規模多機能ホーム中谷内
TEL:072-943-0801 FAX:072-993-5860

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.



高齢者福祉の目次

介護・日常生活の支援

家族介護用品支給	52
訪問理美容	52
緊急通報システム	53
徘徊高齢者家族支援事業（徘徊高齢者 SOS ネットワーク）	54
高齢者ふれあいサロン	55
やおオレンジカフェ（認知症カフェ）	56
福祉・家事援助サービス（シルバー人材センター）	56
障がい者控除対象者認定書の交付	57

行事・生きがい活動等

金婚式・長寿を祝う会	58
高齢者クラブ活動	59
高齢者ふれあい農園	60

認知症の方への支援

権利擁護に関する相談	61
成年後見制度	61

高齢者福祉関係施設

老人福祉センター	62
軽費老人ホーム・ケアハウス	62
八尾市社会福祉協議会	63
（公社）八尾市シルバー人材センター	63

その他

避難行動要支援者名簿の作成	64
---------------	----

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス



介護・日常生活の支援

家族介護用品支援

在宅で、同居の家族を介護している方に対して、介護用品(紙おむつ等)を現物支給します。

<p>対象</p>	<p>下記の①～③すべての条件を満たす方 ①在宅で同居の家族(世帯分離を含む)を、介護していること。 ②要介護者および同居の家族全員(世帯分離を含む)が、市・府民税非課税であること。 ③上記①②の条件に加え、次のいずれかに該当している方 1 要介護者の要介護認定が「要介護4」または「要介護5」である。 2 要介護者の要介護認定が「要介護3」であり、認定調査票の「排尿」または「排便」の項目において、「見守り等」「一部介助」「全介助」に該当していること。 ※ひとり暮らしの方や施設に入所している方、入院している方は対象外です。</p>	
<p>内容</p>	<p>申請日の翌月から、要介護度に応じて市の契約業者が介護品(紙おむつ・尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー)をご家庭にお届けします。</p>	<p>支給限度額</p> <p>要介護3 5,000円 / 1ヶ月 要介護4・5 6,000円 / 1ヶ月 ※支給限度額を超えて注文する場合、限度額その超える額は利用者負担となります。 ※金額については、変更となる場合があります。</p>
<p>必要なもの</p>	<p>① 申請書 ② 同意書(要介護者および同居している家族全員分※世帯分離を含む)</p>	
<p>申込み先</p>	<p>八尾市高齢介護課 TEL: 072-924-3854 FAX: 072-924-1005 またはお近くの高齢者あんしんセンターへ</p>	

訪問理美容

美容院に出向くことが困難な在宅高齢者に対して、居宅を訪問し、理美容サービスを提供します。その際の出張費1回1,500円を市が負担します。

<p>対象</p>	<p>65歳以上で要介護認定3.4.5の在宅高齢者 ※要介護認定3.4.5以外の方は、当事業の対象外となりますが、担当ケアマージャーまたは、高齢者あんしんセンターによる身体状況確認により、対象となる場合があります。</p>
<p>回利数</p>	<p>年度内に1人4回を上限に利用券を交付します。</p>
<p>方利法</p>	<p>利用券と共に送付する「登録店舗一覧」の中から、ご希望の店舗に直接予約の連絡を入れてください。</p>
<p>費用</p>	<p>利用した理美容サービス料金(出張費を除く) ※店舗・メニューにより異なります。</p>
<p>み申先</p>	<p>八尾市高齢介護課 TEL: 072-924-3854 FAX: 072-924-1005 またはお近くの高齢者あんしんセンターへ</p>



緊急通報システム（固定型・無線型）

自宅内に緊急通報機器と火災警報器(固定型のみ)を設置し、急病や火災等の緊急時に、緊急ボタンを押すと、市が委託する警備会社へ通報が入り、状況確認や必要な対応等を行うシステムです。必要に応じて協力者に連絡するとともに、救急車の出動要請を行ったり、出動員の緊急派遣を行います。

※介護や介助等の要請には応じられませんのでご注意ください。

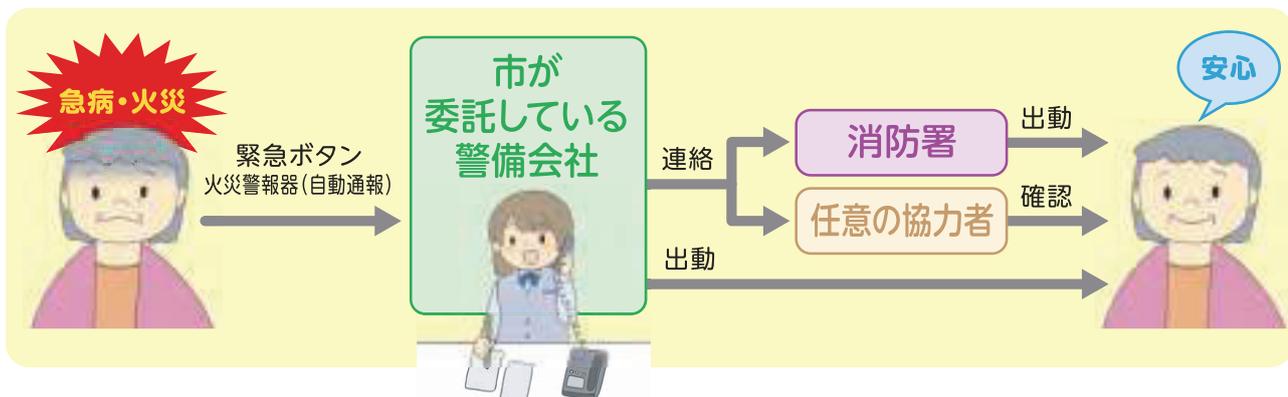
対象	以下の①または②に該当する方 ①60歳以上のひとり暮らし高齢者で、緊急時の対応に不安のある方 ②高齢者のみ世帯で、どちらかが要介護状態や心身の障がいなどにより、緊急時に対応できないと認められる場合(同居家族はいるが昼間は一人になり対応困難な方を含む)	
費用	<p>◆固定型(固定電話回線が必要です) 1カ月1,350円(消費税別) ○生活保護受給世帯・所得税非課税世帯は無料</p> <p>◆無線型(固定電話回線がなくても利用できます) 所得税課税世帯…1カ月2,000円(消費税別) 所得税非課税世帯…1カ月650円(消費税別) ○生活保護受給世帯は無料</p> <p>※同居者を含む世帯全員(世帯分離も含む)の課税状況により決定します。 ※金額については、変更となる場合があります。</p>	<p>▼固定型</p> 
必要なもの(申請時に)	緊急時連絡先(親族や友人等の協力者を任意で登録できます) ※必要書類など詳細はお問合せください。	
必要なもの(設置時に)	玄関の鍵1組 (警備会社が保管し、緊急時の開錠や搬送後の施錠に使用します)	
その他	固定型はNTTアナログ回線以外では一部設置できない回線がありますので、八尾市高齢介護課までご確認ください。	
申込み先	八尾市高齢介護課 TEL: 072-924-3854 FAX: 072-924-1005 またはお近くの高齢者あんしんセンターへ	



◆ひとり暮らしの重度身体障がい者等(身体障がい者手帳1・2級をお持ちの方)は、同じ緊急通報システムのサービスがありますので、障がい福祉課へご相談ください。

お問い合わせ先 八尾市障がい福祉課 TEL: 072-924-3838 FAX: 072-922-4900

緊急通報システムの流れ



介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

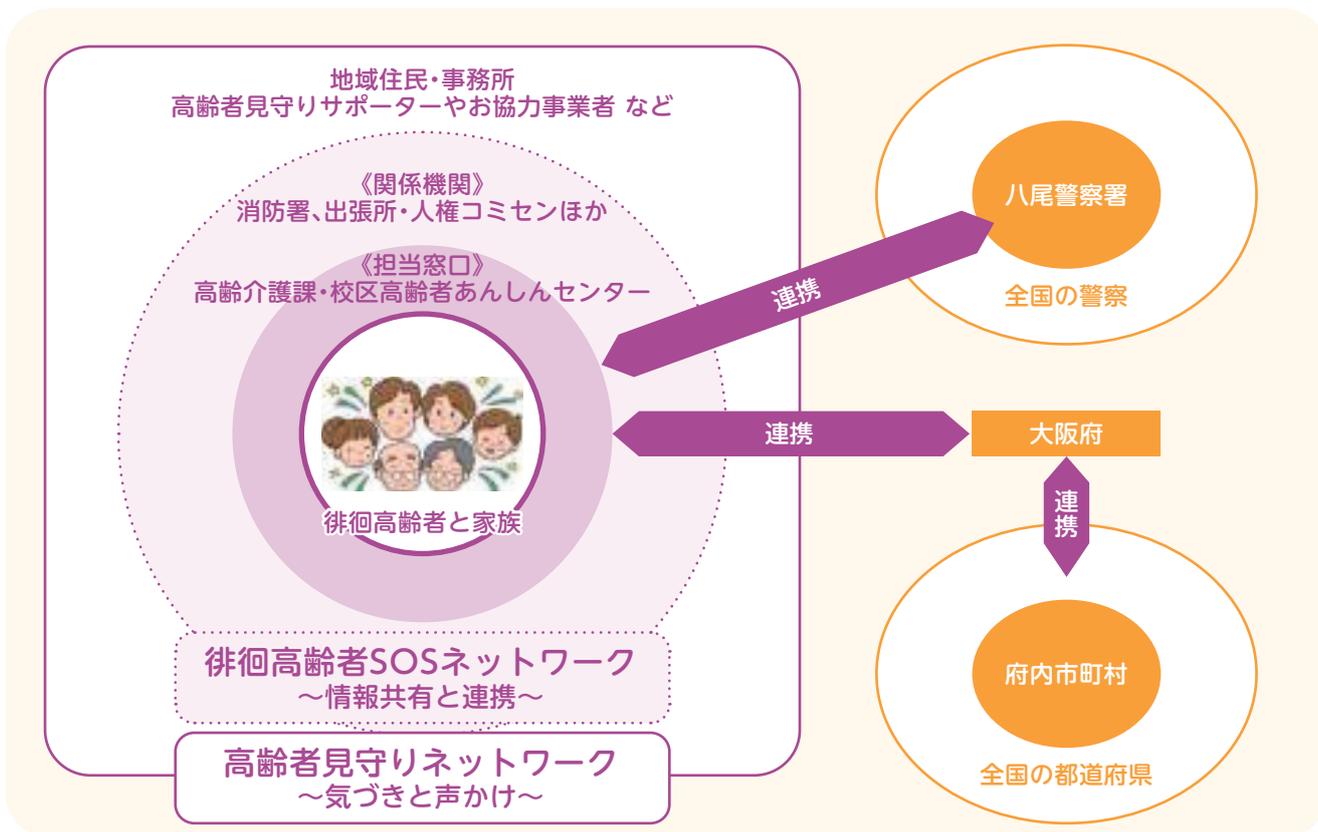
地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス

徘徊高齢者家族支援事業（徘徊高齢者 SOS ネットワーク）

徘徊の恐れのある高齢者等の写真や身体的特徴、緊急連絡先などの情報を事前に登録しておくことで、徘徊して行方が分からなくなったときに、関係機関のネットワークを利用して対象者の早期発見と事故防止を図ります。また、希望される場合は、GPS(位置探索システム)の加入料金の助成を行います。

徘徊高齢者 SOS ネットワーク全体図



対象	徘徊の可能性のある高齢者及びその高齢者を介護している家族等 徘徊の可能性のある介護認定を受けている第2号被保険者及びその者を介護している家族等
内容	事前に写真等の登録をされた高齢者等の行方が分からなくなったとき、関係機関のネットワークを使って早期発見の協力を行います。登録後には、見守りグッズ(キーホルダー、反射ステッカー)を送付するとともに、年1回担当の高齢者あんしんセンターが訪問し、対象者やその家族の心配ごとや悩みごとをお伺いし、支援を行います。また、希望される場合は写真等の登録のほかに、GPSによる位置探索サービスの利用支援を行います。
費用	写真等の登録のみは無料 GPS は月額使用料1,200 円(消費税別)位置チェック料金(インターネット)含む。 (加入料金は八尾市が助成します) ※別途、標準充電器2,500 円(消費税別)等が必要です。
必要な申請のもの	①申請書 ②印鑑 ③写真2枚(全身写真と顔がはっきりと確認できる顔写真) ※GPS希望者は、別途申込用紙が必要です。
申込み先	八尾市高齢介護課 TEL: 072-924-3837 FAX: 072-924-3981 またはお近くの高齢者あんしんセンターへ

高齢者ふれあいサロン

「高齢者ふれあいサロン」は、高齢者を中心とした住民の生きがいづくりや健康増進を図るために住民同士が気軽に集まり、交流できる地域の憩いの場です。市内には、様々な高齢者ふれあいサロンがあります。どなたも自由にご参加できますので、ぜひお立ち寄りください。

高齢者ふれあいサロン一覧

※掲載しているサロンは、令和7年4月1日現在の情報です。
 ※サロンの都合により、臨時休業や時間変更となる場合があります。

サロン名	開催日時	場所
心まちカフェ	毎週土曜日 午後1時30分～午後4時	サポートやお1階 図書コーナー (青山町4丁目4-18) TEL: 072-925-1177
ホーム太子堂喫茶室	毎日 午前10時～午後4時	ホーム太子堂1階 喫茶コーナー (太子堂4丁目1-32) TEL:072-996-0026
ひまわりカフェ	毎週金曜日 午後1時～午後3時	市立社会福祉会館3階 老人福祉センター (本町2丁目4-10) TEL:072-991-1161
スマイルカフェ	毎月第4土曜日 午後6時～午後7時	デイサービス笑楽八尾内 (萱振町5丁目15-7) TEL:072-943-3260
Smile A Cafe	毎月第4金曜日 午後2時～午後4時	サービス付き高齢者向け住宅あぶり志紀内 (志紀町南3丁目176-1) TEL: 072-949-0088
あぶりこっと Café	毎月第2日曜日 午後0時～午後3時30分	小規模多機能ホームあぶり2階 デイサービス内 (太田7丁目55-6) TEL: 072-948-6537
CLUB 3rd age	毎週木曜日 午前9時30分～午後4時30分	NKS-405 バasketコート内 1階ロビー (北亀井野3-2-37) TEL: 072-996-4050

高齢者ふれあいサロン支援事業

市では、地域で自主運営しているサロンのうち一定の要件を満たすサロンに「高齢者ふれあいサロン」として登録いただき、広報などの支援をしています。

お問い合わせ先 八尾市高齢介護課 TEL: 072-924-3837
 または八尾市社会福祉協議会 TEL: 072-990-4567

ふれあい喫茶型サロン

「ふれあい喫茶型サロン」は、地域福祉委員会や校区まちづくり協議会が開催する地域のだれもが気軽に立ち寄れる喫茶店のような居場所です。「やお社協だより」や社会福祉協議会のブログ「やお地域福祉かわら版」などでご紹介しています。また、お近くの出張所にもお問い合わせください。



介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス

やおオレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症の方やそのご家族、地域の方が、気軽に立ち寄ることができ、悩みごとの相談や情報交換ができる「集いの場」です。

※詳しくは八尾市認知症地域支援推進員、八尾市高齢介護課、お近くの高齢者あんしんセンターへ



お問い合わせ先

八尾市高齢介護課

TEL: 072-924-3973

やおオレンジダイヤル

TEL: 072-920-6530

福祉・家事援助サービス（シルバー人材センター）

八尾市シルバー人材センターの会員が、家事代行や、高齢者の見守りなどのサービスを提供します。

内容	①掃除・洗濯・調理・買い物等の家事援助 ②高齢者の身のまわりの簡単なお世話、話し相手、見守り ※身体介護や泊まりでのお世話はできません。 ご希望に応じて週1回1時間からご利用できますので、ご相談ください。庭掃除、植木の水やり、粗大ごみ出し、窓拭き、墓地清掃、外出同行（散歩、買い物、通院など）などの単発作業も承ります。
費用	継続利用(月3回以上)は1時間あたり1,150~1,350円 単発利用は1回1時間まで1,650円 詳細は下記までお問い合わせください。
お問い合わせ先	(公社)八尾市シルバー人材センター 八尾市宮町1-10-32 TEL: 072-924-2001 FAX: 072-992-8282



障がい者控除対象者認定書の交付

身体障がい者手帳等の交付を受けていない方であっても、65歳以上のねたきりや認知症等の症状が一定以上に該当し、対象者が「障がい者または特別障がい者に準ずる」状態と認められる場合には、申請により障がい者控除対象者認定書の交付を受けることができます。

税の申告（所得税及び市・府民税）をする際に、認定書を提示することで、本人または扶養者が障がい者控除または特別障がい者控除を受けることができます。

対象となる方	<p>①認定基準日(所得税及び市・府民税の申告に係る当該年の12月31日)現在で満65歳以上の方</p> <p>②市内に住所を有し、ねたきり状態や認知症等の症状が一定以上に該当する方</p> <p>※身体障がい者手帳等の交付を受けている方も申請は可能ですが、該当しない場合もありますので、詳細はお問い合わせください。</p>
申請に必要なもの	<p>介護保険の要介護・要支援認定を受けている方</p> <p>①申請書 (様式1) 障がい者控除対象者認定申請書</p> <p>②介護保険被保険者証</p> <p>※介護保険法に基づく認定情報により判定いたします。</p> <p>介護保険の要介護・要支援認定を受けていない方</p> <p>①申請書 (様式1) 障がい者控除対象者認定申請書</p> <p>②医師による証明書 (様式2) 障がい者控除対象者認定に係る調査書</p> <p>※様式1・2は高齢介護課窓口またはホームページで取得できます。</p>
その他	判定は、控除を受けようとする年の12月31日の現況により行います。
お問い合わせ先	八尾市高齢介護課 TEL: 072-924-9360 FAX: 072-924-1005

MEMO

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス

高齢クラブ活動

高齢クラブは、自らの生活を豊かにする楽しい活動や地域を豊かにする社会活動を地域に密着して自主的に行う組織です。



▲スポーツ祭



▲公式ワナゲ大会



▲歌声のつどい



▲グラウンドゴルフ大会

対象	おおむね60歳以上の方
活動内容	<p>レクリエーション活動 囲碁や将棋、手芸、料理、カラオケなどの趣味活動に加え、研修会や敬老会など、会員同士で交流しながら充実した時間を過ごすことができます。</p> <p>スポーツ活動 グラウンドゴルフやボウリング、クロリティ、ウォーキング、輪投げ、健康体操などさまざまな運動を楽しみながら会員の健康増進を図っています。</p> <p>地域社会活動 地域のこども達の見守りや世代間交流、地域清掃、防災訓練への参加など、これまで培った知識や経験を生かして地域に貢献することができます。</p>
方入法	お住まいの地域の高齢クラブに入会していただくことになります。 各クラブの会長に直接申し込んでください。 (地域の高齢クラブがわからない場合は連合会事務局または八尾市高齢介護課までお問い合わせください)
お問い合わせ先	<p>八尾市高齢クラブ連合会事務局 TEL: 072-924-2595 水～金(祝日除く) 午後1時～3時30分</p> <p>八尾市高齢介護課 TEL: 072-924-3854 FAX: 072-924-1005</p>

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス

高齢者ふれあい農園

高齢者ふれあい農園は、農作物の栽培や入園者同士の交流などを通じて、高齢者の生きがいづくりと健康の増進を図ることを目的として設置しています。

対象	八尾市にお住まいで、入園する年度に満65歳以上となる方で、自ら耕作することが可能な方		
内容	①農作物の栽培 ②農園入園者相互の交流 ③近隣の保育所園児等との交流 ④農園機関紙の発行 など	費用	園芸クラブ会費および水道代 年額2,000円程度 (金額は農園により異なります)
募集時期	①定期募集	毎年3月と9月(空き区画の入園者を募集します)	
	②月次募集	定期募集の時期を除き、毎月(定期募集後の空き区画の入園者を募集します)	
必要なもの	利用者の年齢が確認できるもの (健康保険被保険者証など)	入園者の決定	応募者多数の場合、 抽選により決定します。
お問い合わせ先	八尾市高齢介護課 TEL: 072-924-3854 FAX: 072-924-1005		



市内の高齢者ふれあい農園

	農園名	所在地	区画数		農園名	所在地	区画数
1	高砂	高砂町2-38	47	11	中田	中田3-42	80
2	楠根	楠根町5-1	41	12	南亀井	南亀井町2-3	33
3	小畑3丁目	小畑町3-53-1	22	13	太子堂	南太子堂4-1	99
4	小畑	小畑町4-15-1	80	14	老原	老原8-41	39
5	長池	長池町5-27-1	77	15	八尾木	八尾木5-50	34
6	美園	美園町3-95-1	48	16	八尾木南	八尾木6-19	70
7	旭ヶ丘	旭ヶ丘2-28-6	22	17	都塚	大字都塚54	61
8	西山本	西山本町5-10	38	18	神宮寺	神宮寺4-44-1	40
9	千塚	千塚3-29-2	38	19	太田	太田3-11-1	42
10	安中	安中町7-4	45				

認知症の方への支援

権利擁護に関する相談

認知症などにより、判断能力が十分でない方の相談をお受けします。

受付時間	月～金曜日(祝日は除く) 午前8時45分～午後5時15分	お問い合わせ先	基幹型高齢者あんしんセンター TEL: 072-924-3973 FAX: 072-924-3981 八尾市社会福祉協議会権利擁護センター「ほっとネット」 TEL: 072-924-0957 FAX: 072-924-0974
------	---------------------------------	---------	--

成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でなく、財産管理や福祉サービスの契約などを自分で行うことが困難である方の日常生活を法律的に保護し、支援する制度です。

成年後見人制度には次のような類型があります。

	類型	本人の判断能力
法定後見制度	後見	支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない方。
	保佐	支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない方。
	補助	支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある方。
任意後見制度		本人の判断能力が十分なうちに、あらかじめ「誰」に「何」を頼むかを定めることが出来る制度です。

申立先	原則として、本人が住んでいるところの家庭裁判所 ※申立書類は、家庭裁判所のホームページからダウンロードできるほか、家庭裁判所窓口等で入手できます。詳しくは管轄の家庭裁判所にお問い合わせください。
申立人	本人もしくは本人の家族(配偶者および4親等以内の親族) ただし、上記親族がいない方で、福祉の向上を図るため特に必要と認められる場合に市長が家庭裁判所に、後見開始等の審判申立てを行うことができます。

親族がいない場合の相談先

八尾市高齢介護課 TEL: 072-924-3837 FAX: 072-924-3981
八尾市障がい福祉課 TEL: 072-924-3838 FAX: 072-922-4900
八尾市社会福祉協議会権利擁護センター「ほっとネット」
TEL: 072-924-0957 FAX: 072-924-0974

高齢者あんしんセンター(46～49ページ参照)でもご相談に応じています。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス

高齢者福祉関係施設

老人福祉センター

高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションなど、高齢者が趣味や生きがいをもって楽しく過ごしていただけるように設置した施設です。

対象者	八尾市にお住まいの60歳以上の方	内容	健康相談、入浴事業、各種講座、レクリエーション、リハビリコーナー他
お問い合わせ先	内容については、各センター(下表参照)で異なりますので、直接お問い合わせください。		

八尾市内の老人福祉センター

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
社会福祉会館老人福祉センター	本町2-4-10 社会福祉会館3階	072-924-8658	072-924-0974
桂老人福祉センター	桂町3-11	072-999-0820	072-996-1859
安中老人福祉センター	安中町8-15-12	072-994-2311	072-994-2324

軽費老人ホーム・ケアハウス

60歳以上で身体機能の低下等のため独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な方を対象に、食事・入浴・相談及び援助などの日常生活の基本的なサービスを受けながら自立した生活を送る事ができる施設です。入所等のご相談は、直接各施設へお問い合わせください。

施設名	施設名	住所	電話番号	FAX番号
軽費老人ホーム	ふじの里	萱振町1-51	072-996-7913	072-996-7716
	山本苑	長池町3-21-1	072-996-5681	072-998-1505
ケアハウス	福寿ケアハウス	福万寺町3-12-2	072-995-1800	072-995-1801
	グリーンライフ山本苑	長池町3-21-1	072-996-5681	072-998-1505
	ハピネス八尾	太田新町3-88-1	072-948-8008	072-949-8111
	グレイス八尾	太子堂4-2-37	072-924-2882	072-924-2883
	やまなみ	大字都塚50-1	072-991-8680	072-991-6355

八尾市社会福祉協議会

地域住民やボランティア、福祉関係機関等の参加協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざして活動する非営利団体です。高齢者の日常生活を支援するため下記事業を実施しています。

サービスの種類	対象者	サービス・活動内容	利用料
車いすの貸出し TEL:072-991-1161 FAX: 072-924-0974	市内在住で一時的に必要とする方。	貸出期間は、最長で1ヶ月です。	無料
日常生活自立支援事業 TEL: 072-924-0957 FAX: 072-924-0974	高齢や障がいのために判断能力が十分でない方。ただし、本事業の内容を理解できる程度の判断能力は必要です。	ご本人に代わって、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理を行います。	所得に応じて負担があります。
法人後見事業 TEL:072-924-0957 FAX: 072-924-0974	認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない方であって、成年後見制度の利用を必要とする方。	家庭裁判所の選任に基づき、本人を保護・支援するため、財産管理や身上保護を行う。	家庭裁判所が決定する報酬及び実費。
市民後見人養成事業 (市民後見人の養成・活動支援) TEL: 072-924-0957 FAX: 072-924-0974	・市内在住・在勤の方。 ・満25歳以上満70歳未満の方。 ・府が主催する養成講座を受講された方。 ※年1回、養成講座を開催していますので、詳細はお問い合わせください。	家庭裁判所の選任に基づき、週に1回程度訪問するなど、本人に寄り添いながら身上保護、財産管理を行う。	

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター担当地域のご案内

高齢者福祉サービス

(公社)八尾市シルバー人材センター

高齢者の生きがいを高め、活力ある地域社会づくりに貢献するため、働く意欲のある高年齢者に就業の機会を提供しています。



資格	八尾市にお住まいで60歳以上の働く意欲のある方	説明会	月1回開催(要予約)
会費	年額2,000円(初年度は入会月により割引あり)		
仕事内容	軽作業	工場内の軽作業、屋内外の清掃、チラシ配りなど	
	施設管理	こども園、学校、公園、駐輪場、公共施設など	
	家事援助	家事代行(掃除・洗濯・買物・調理など)、高齢者の話相手、見守り	
	事務・筆耕	宛名書き、賞状書き、その他一般事務など	
	技能	パソコン操作など	
	※詳細は、下記までお問い合わせください。		
お問い合わせ先	(公社)八尾市シルバー人材センター 八尾市宮町1-10-32 TEL: 072-924-2001 FAX: 072-992-8282 HP: http://webc.sjc.ne.jp/yao-silver/		

その他

避難行動要支援者名簿の作成

過去の大規模災害発生時に、地域で暮らす高齢者や障がい者が多数犠牲となったことを受け、災害対策基本法が改正され、八尾市でも高齢者や障がい者など避難に手助けを要する方(避難行動要支援者)の名簿を作成し、地域と八尾市が協力して、避難を支援する体制づくりを進めています。

避難行動要支援者とは	市内に在宅でいる方で以下の①～⑥に該当する方 ①介護保険法における要介護認定3から5を受けている方 ②身体障がい者手帳1、2級の交付を受けている方 ③療育手帳Aの交付を受けている方 ④精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 ⑤日常生活において介助を要する難病患者(おおむね1日中人工呼吸器を装着している方、気管切開をしている方等) ⑥その他、災害時において避難支援が必要と認められる方
内容	避難行動要支援者の中で、個人情報の提供について同意が得られた方についてリスト(同意者リスト)と個別避難計画を作成し、地域の支援団体などと情報を共有することで、平時の見守りや声かけ、災害発生時の避難支援についての話し合いや避難訓練に活用していくことを目標としています。
地域の支援団体	校区まちづくり協議会、自治振興委員会(町会・自治会)、民生委員 児童委員協議会、地区福祉委員会、自主防災組織、消防団など
お問い合わせ先	八尾市高齢介護課 TEL: 072-924-3854 FAX: 072-924-1005 八尾市障がい福祉課 TEL: 072-924-3838 FAX: 072-922-4900

MEMO

お問い合わせ先

介護保険

介護保険制度に関すること

八尾市 健康福祉部 高齢介護課
TEL:072-924-9360 FAX:072-924-1005

高齢者福祉・保健

高齢者福祉サービスに関すること

八尾市 健康福祉部 高齢介護課
TEL:072-924-3854 (高齢福祉担当)
FAX:072-924-1005

高齢者の生きがいづくりに関すること

八尾市 健康福祉部 高齢介護課
TEL:072-924-3854 (高齢福祉担当)
FAX:072-924-1005

高齢者の総合相談支援に関すること

八尾市 健康福祉部 高齢介護課
TEL:072-924-3973 (基幹型高齢者あんしんセンター)
FAX:072-924-3981

認知症に関するご相談

やおオレンジダイヤル
TEL:072-920-6530

障がい福祉に関すること

八尾市 健康福祉部 障がい福祉課
TEL:072-924-3838 FAX:072-922-4900

健康づくりに関すること

八尾市 健康福祉部 健康推進課
TEL:072-993-8600 (八尾市保健センター)
FAX:072-996-1598

高齢者の医療・保険

高齢者医療に関すること

八尾市 健康福祉部 健康保険課
TEL:072-924-3997 (高齢者医療係)
FAX:072-923-2935

暮らしの安心・安全

消費生活・多重債務(借金)に関すること

八尾市 魅力創造部 産業政策課
TEL:072-924-8531 (八尾市消費生活センター)
FAX:072-924-0180

消費生活に関すること(悪質商法など)

八尾市立くらし学習館
平日午前10時～午後3時、
土曜日午前10時～午前11時30分[土曜日のみ予約制]
TEL:072-922-6185 FAX:072-993-2772

防犯・振り込め詐欺に関すること

八尾警察署
TEL:072-992-1234 FAX:072-924-5270

生活や福祉に関すること

拠点施設

相談専用電話番号

桂人権コミュニティセンター	TEL:072-992-2601
安中人権コミュニティセンター	TEL:072-924-4575
龍華コミュニティセンター	TEL:072-923-6644
山本コミュニティセンター	TEL:072-923-5539
志紀コミュニティセンター	TEL:072-949-8191
八尾市人権協会	TEL:072-924-0016

民生委員の活動に関すること

社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会
(地域福祉グループ)
TEL:072-990-4567 FAX:072-990-3206